

白井市第3次地域福祉計画（素案）

成年後見制度利用促進基本計画

再犯防止推進計画

～しろい支え愛プラン～

白井市

市長様あいさつ

目次

I	計画の概要	1
1	地域福祉計画とは	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の期間	3
4	SDGs の推進.....	3
II	白井市の健康・福祉の現状	4
1	統計からみる状況	4
2	調査からみる状況	12
3	第2次地域福祉計画の進捗状況.....	21
4	白井市における課題.....	23
III	計画の基本的な考え方	28
1	めざす姿	28
2	基本目標	29
3	計画の体系	32
4	基本目標と各分野の方針の関連性	34
IV	各分野の方針	35
1	地域福祉	35
2	健康づくり	36
3	高齢者福祉	37
4	障がい者福祉	38
5	子育て支援	39
V	地域福祉分野における施策	40
	方針（1）地域における助け合い・支え合いの推進	40
	方針（2）誰もが安心して暮らせる環境の整備	41
	方針（3）必要な支援が適切に届く仕組みの構築.....	42
	方針（4）切れ目のない継続的な支援体制の強化.....	43
	方針（5）成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】	44
	方針（6）再犯防止の推進【再犯防止推進計画】	47
VI	計画の推進に向けて	50
1	協働による計画の推進.....	50
2	進行管理	50

VII	資料編	51
1	社会福祉法（抄）	51
2	本計画で使う主な用語.....	53
3	健康・福祉関連の個別計画.....	55
4	委員名簿及び委員会要綱.....	58
5	策定経過	60

【「障害」の「害」の字等の表記について】

白井市では、市で使う「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通りの漢字の「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画とは、地域における人と人とのつながりを基本として、日常的に助け合い、支え合いながら、子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていける「地域での支え合いによる福祉（地域福祉）」の実現を目的としています。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、家庭内や地域のつながりの希薄化が危惧されています。また、高齢者、障がい者、子どもなど、対象ごとの対応が困難な多様化・複雑化した課題（老老介護、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等）が浮き彫りになっており、これまでの福祉制度やサービスだけでは、十分に対応しきれない状況が生じています。こうした現状を受け、地域全体で柔軟かつ包括的に支え合う仕組みの構築が一層求められています。

白井市では、平成29年3月に「白井市第2次地域福祉計画～しろい支え愛プラン～」（以下、「第2次計画」）を策定し、【ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち】を目指しながら、地域での支え合いによる福祉（地域福祉）を進めてきました。

この度、第2次計画が令和8年3月で終了することに伴い、本市における福祉・健康に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「白井市第3次地域福祉計画～しろい支え愛プラン～」（以下、「本計画」）を策定します。

また、健康づくりや高齢者、障がい者、子育て支援など、対象者や分野ごとに計画を策定していますが、地域福祉計画は、これら個別計画を地域での支え合いという視点から横断的につなぐことで、地域共生社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

■計画の法的根拠

本計画は、社会福祉法第107条が定める「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

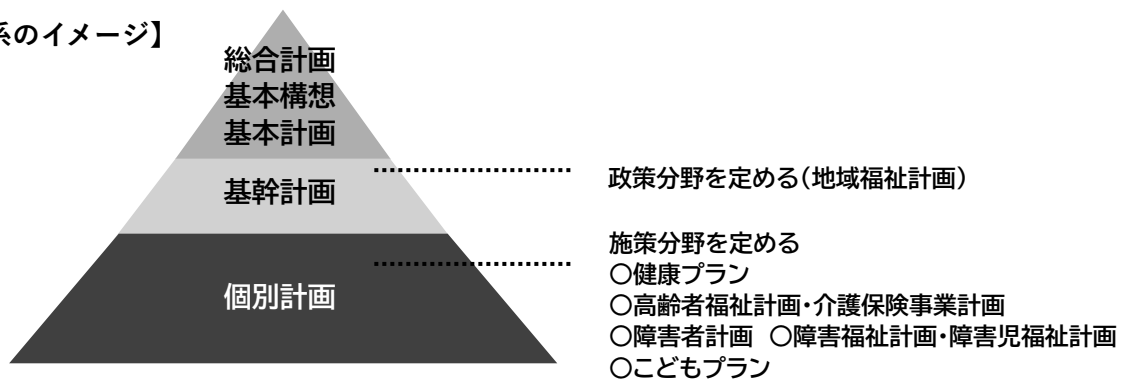
■白井市の関連計画等との位置付け

令和8年4月から「世代を超えた 笑顔と豊かさを 未来へつなぐまち」を将来像とする白井市第6次総合計画（以下、「総合計画」）が始まり、その中で本計画は、健康・福祉分野の基幹計画として位置付けられています。

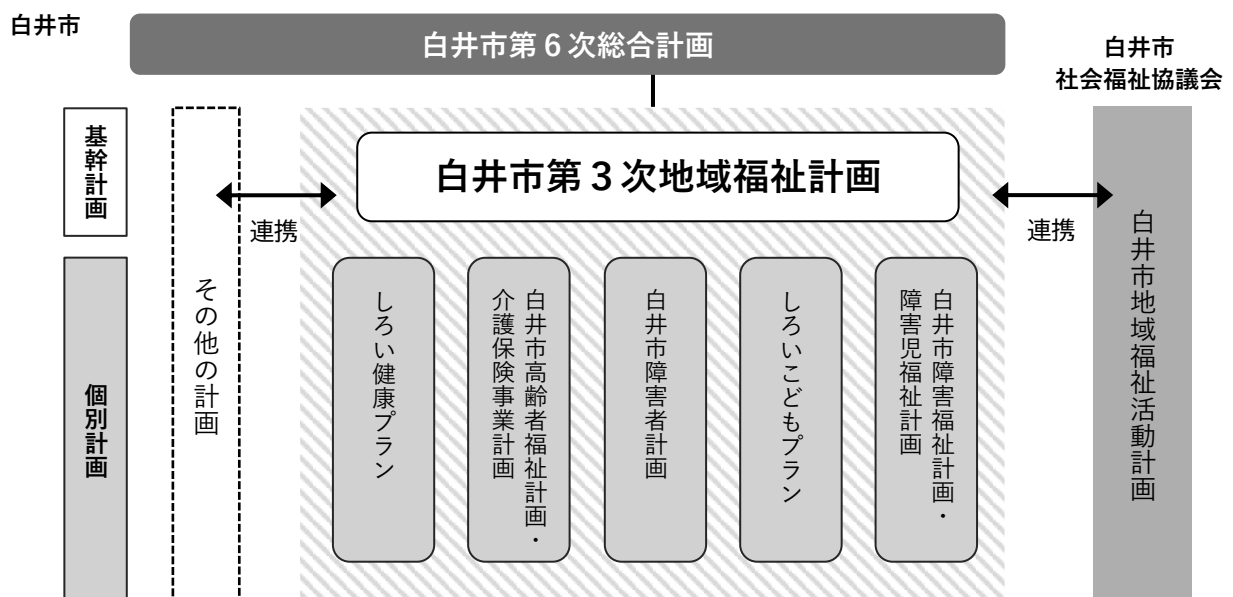
基幹計画は、各行政分野における中核をなす計画であり、各行政分野で策定される個別計画の指針となります。そのため、本計画は、総合計画の将来像を健康・福祉の分野から実現するための計画であるとともに、健康・福祉分野の個別計画における目指すべき姿を指し示す役割も担っています。

なお、白井市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」）が策定する「白井市地域福祉活動計画」と本計画の【めざす姿】を共有しながら、地域福祉の推進に向けて協働します。

【計画体系のイメージ】



【本計画の位置付け】



3 計画の期間

本計画の期間は、第6次総合計画の基本構想と同様に、令和8年度から令和17年度までの10か年とします。また、第6次総合計画前期基本計画の最終年度である令和12年度に中間見直しを行います。

		R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
総合計画	基本構想	第6次									
	基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
地域福祉計画		第3次									
		↑ 中間見直し									

4 SDGs の推進

平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に「SDGs（持続可能な開発目標）」として17のゴールと169のターゲットが掲げられました。本市としても「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むことが求められています。



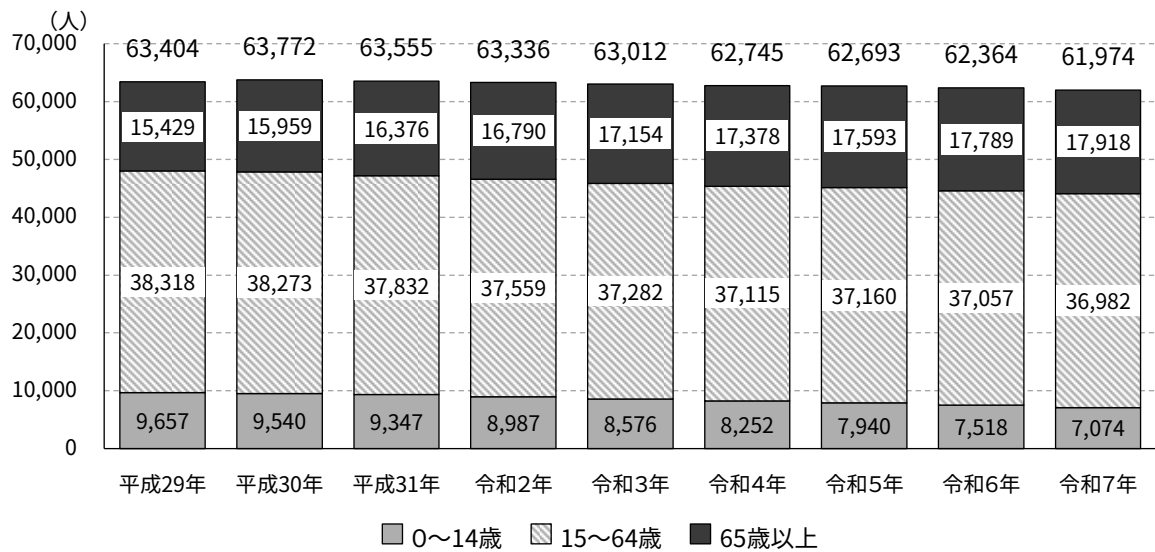
1 統計からみる状況

(1) 人口・世帯の状況

【人口の推移】

本市の総人口は平成30年の63,772人をピークに減少傾向にあります。

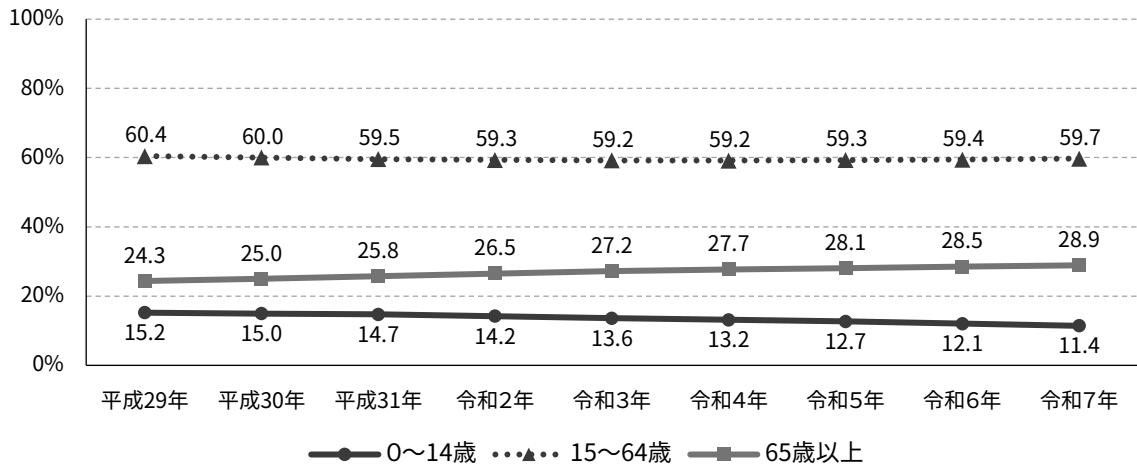
年齢3区分別にみると、65歳以上は増加、0～14歳と15～64歳人口は減少しています。



出典：住民基本台帳（各年3月末時点）

【年齢3区分別人口割合の推移】

年齢3区分別人口の割合をみると、0～14歳は毎年低下、65歳以上は毎年上昇、15～64歳は令和5年以降上昇しています。

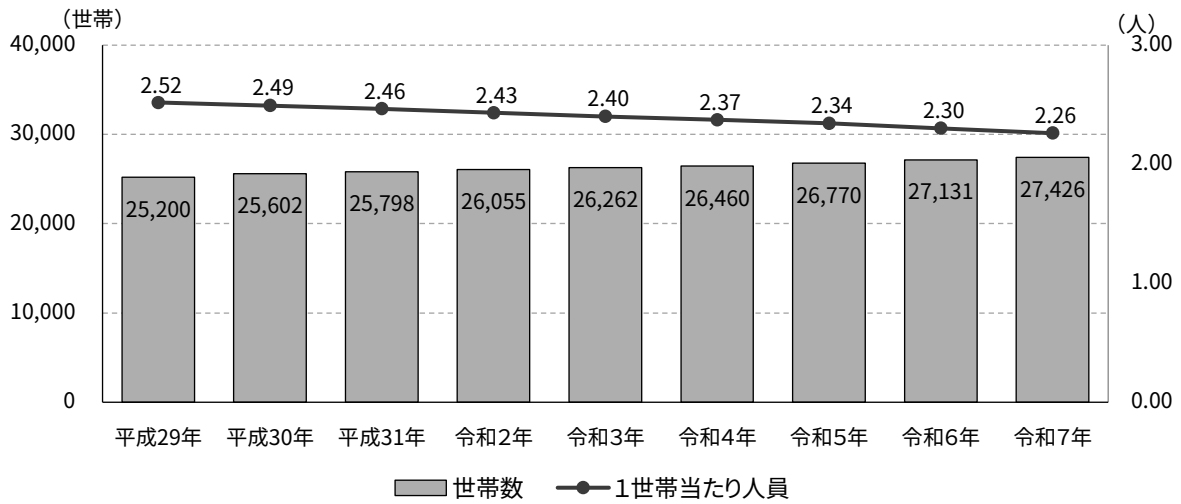


出典：住民基本台帳（各年3月末時点）

【世帯数及び1世帯当たり人員の推移】

世帯数は増加しており、令和7年で27,426世帯となっています。

1世帯当たりの人員は、世帯数の増加と人口の減少により減少傾向にあります。

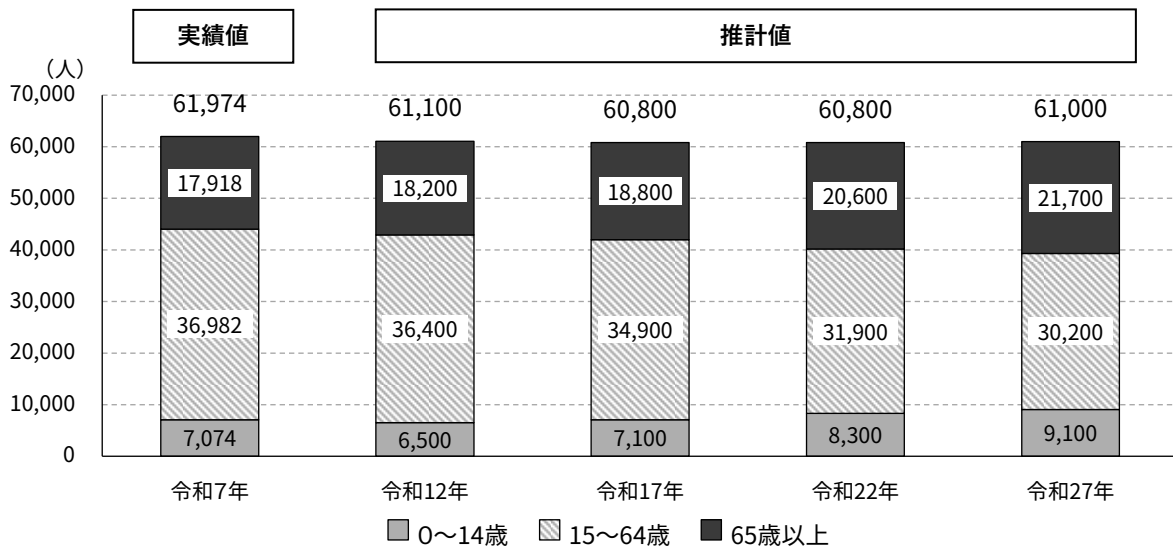


出典：統計しろい（各年3月末時点）

【人口の推計】

本市の令和17年（本計画の終了年度）の総人口は、60,800人と推計されます。開発による人口流入に伴い一定の社会増はあるものの、緩やかに減少する見込みとなっています。

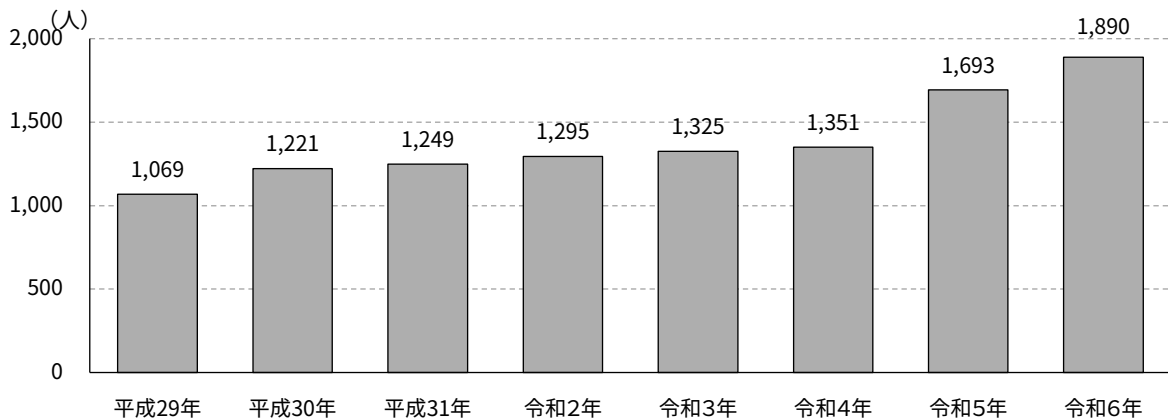
また、令和17年の年齢3区分別人口について、年少人口は7,100人、生産年齢人口は34,900人、高齢者人口は18,800人と推計されます。



出典：白井市人口推計報告書（令和6年12月）

【外国人市民の推移】

本市に居住する外国人市民は、平成29年から令和6年にかけて約1.8倍に増加しています。令和6年で1,890人、総人口に占める外国人市民の割合は約3%となっています。



令和6年の外国人市民を国籍別で見ると、中国が最も多く、次いでベトナム、スリランカとなっています。

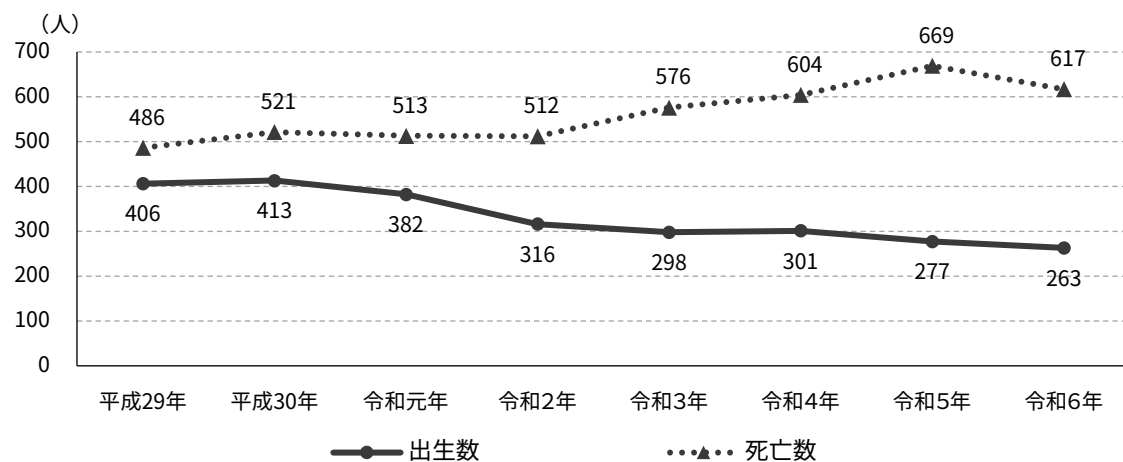
	国籍	人数 (人)
1	中国	534
2	ベトナム	324
3	スリランカ	304
4	インドネシア	157
5	フィリピン	148

出典：統計しろい（各年12月末時点）

（2）出生と死亡の状況

【出生数と死亡数の推移】

出生数は令和2年に大きく減少したあと、以降も緩やかに減少を続け、令和6年は直近で最も少ない263人となっています。死亡数については、令和3年と令和5年に大きく増加したものの、令和6年は減少し、617人となっています。また、出生数と死亡数の差である自然減は年々拡大傾向にあり、人口減少の一因となっています。



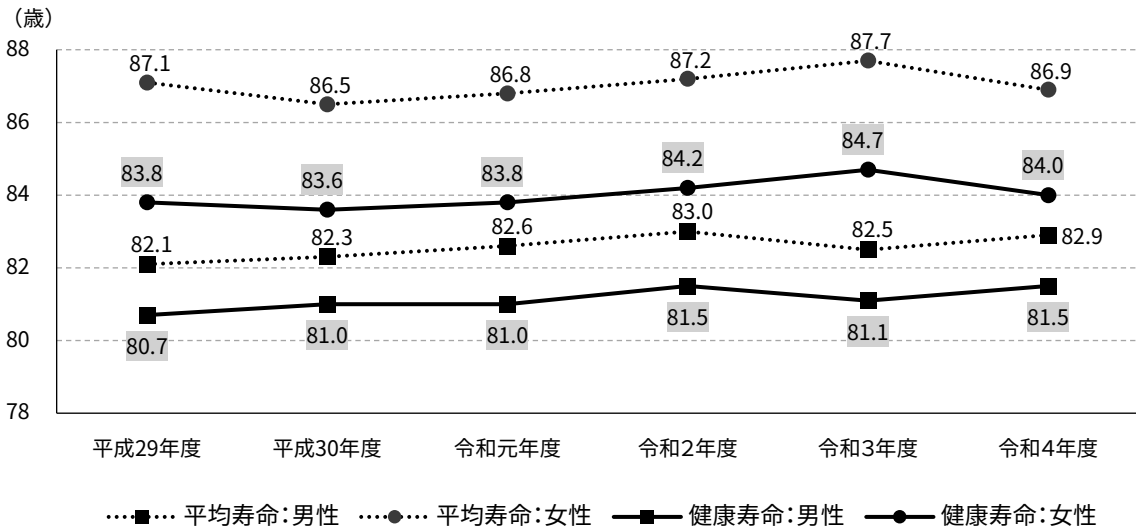
出典：統計しろい（各年12月末時点）

(3) 平均寿命・健康寿命の状況

【平均寿命・健康寿命の推移】

本市では、健康寿命を「日常生活動作が自立している期間の平均」と捉え、要介護2以上を日常生活動作が自立していない期間と考えて算出しています。

令和4年度における白井市の平均寿命は男性が82.9歳、女性が86.9歳となっています。また、健康寿命は男性が81.5歳、女性が84.0歳となっており、年度によってばらつきはあるものの、平均寿命・健康寿命どちらも延伸傾向となっています。



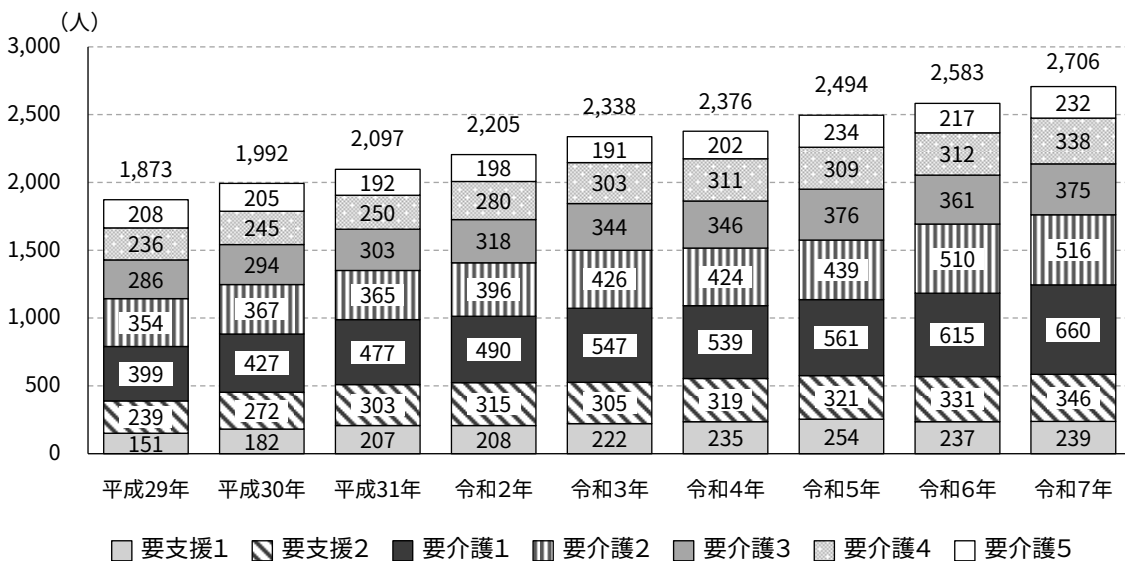
出典：厚生労働科学研究 健康寿命のページ「健康寿命の算定プログラム」を参考に白井市健康課にて作成
算出にあたっては「住民基本台帳」、「人口動態統計」、「介護事業状況報告」を利用

(4) 高齢者の状況

【要支援・要介護認定者数の推移】

要支援・要介護認定者数は毎年増加しており、令和7年で2,706人となっています。

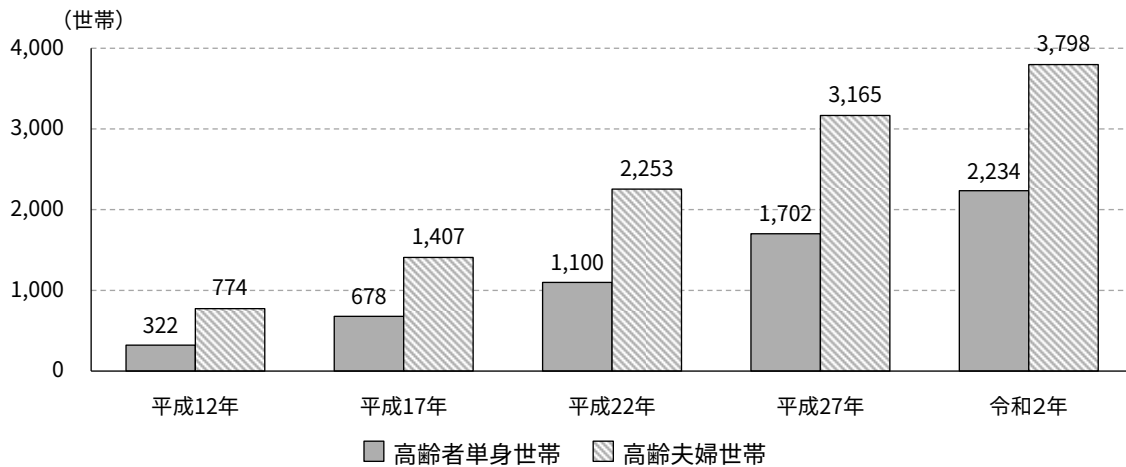
平成29年と令和7年を比較すると、介護1が約1.7倍、要支援1が約1.6倍増加しています。



出典：介護保険事業状況報告（各年3月末時点）※第2号被保険者を含む

【高齢者単身世帯数及び高齢夫婦世帯数の推移】

高齢者単身世帯数及び高齢夫婦世帯数はいずれも増加しています。平成12年と令和2年を比較すると、高齢者単身世帯は約6.9倍、高齢夫婦世帯は約4.9倍となっています。



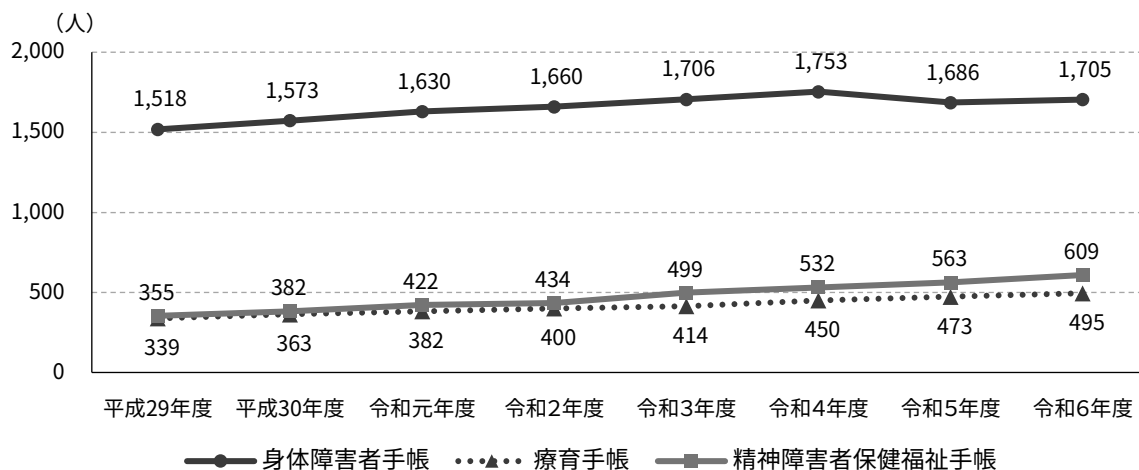
出典：国勢調査

(5) 障がい者の状況

【障害者手帳所持者数の推移】

身体障害者手帳所持者数は、令和5年度に死亡等の職権一括削除が行われたため減少したものの、令和6年度は増加しています。

療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、いずれも増加しています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成29年度から令和6年度にかけて約1.7倍増加しています。

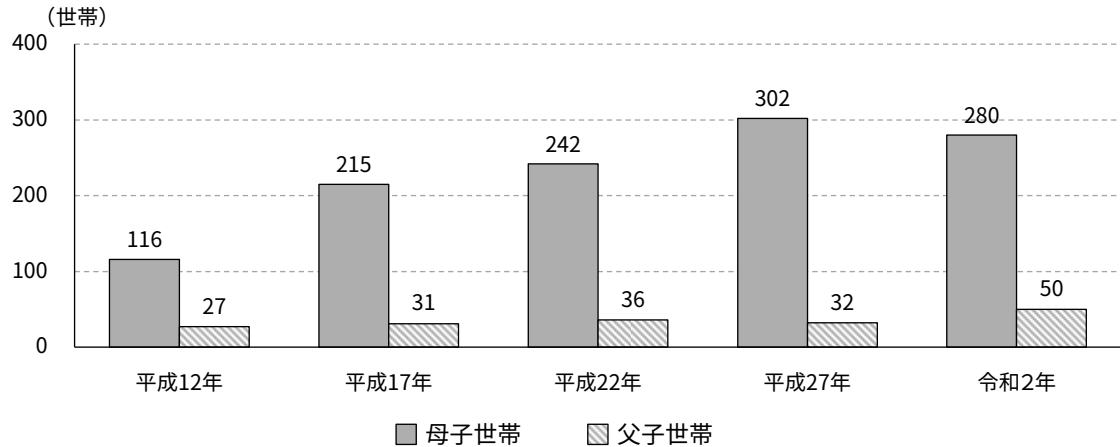


出典：千葉県 市町村ごとの障害者手帳所持者数（各年度末時点）

(6) ひとり親世帯の状況

【母子・父子世帯数の推移】

母子世帯数は平成27年まで増加、令和2年に減少に転じています。父子世帯は平成17年から平成27年までは30世帯台で推移していましたが、令和2年に急増しています。

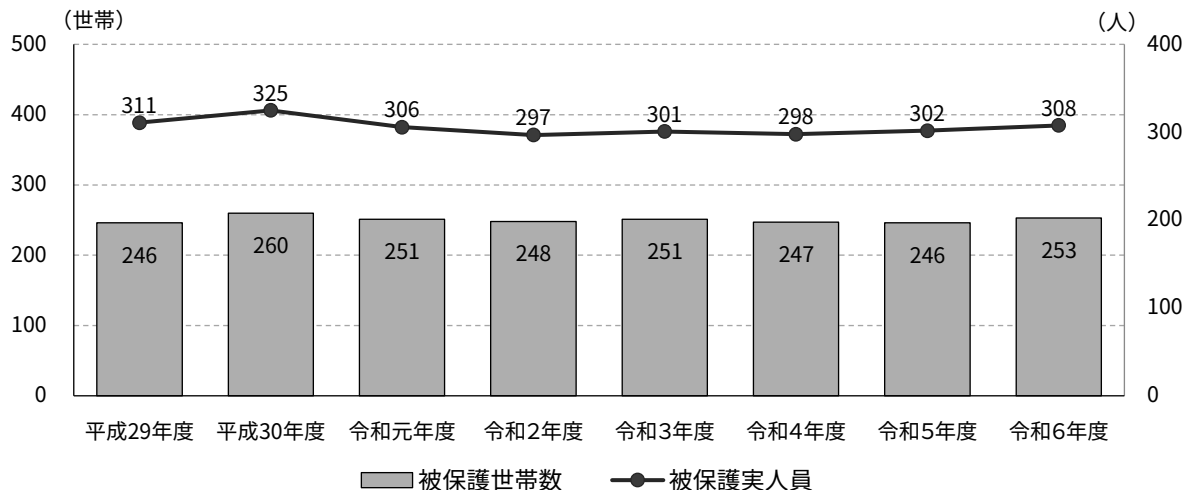


出典：国勢調査

(7) 生活保護の状況

【被保護世帯数及び被保護実人員の推移】

生活保護の被保護世帯数及び被保護実人員は、平成30年度に一時的に増加しています。その後は、被保護世帯数が240～250世帯台、被保護実人員が290～300人台で概ね横ばいで推移しています。

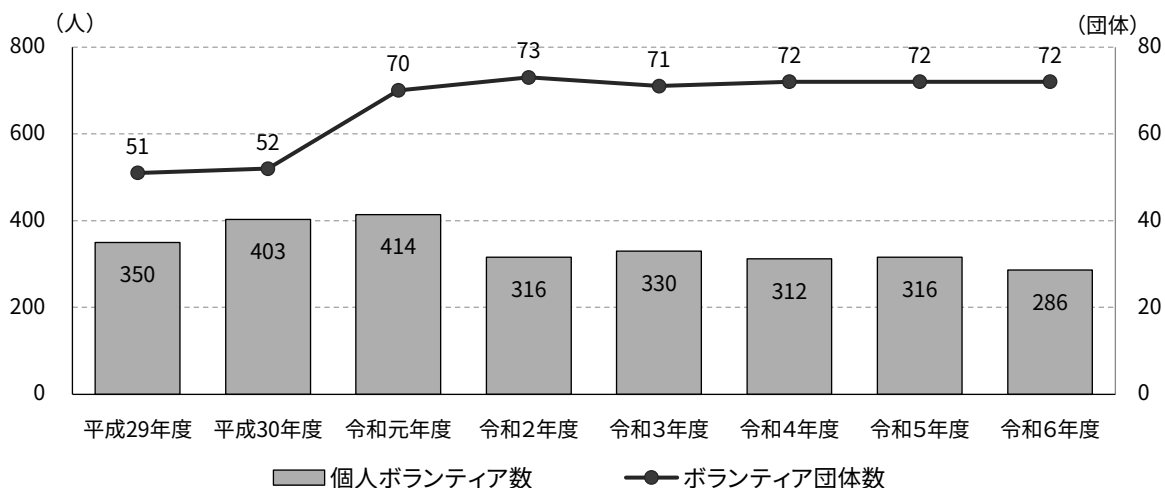


出典：統計しろい（各年度平均値）

(8) 地域活動の状況

【白井市社会福祉協議会に登録している個人ボランティア数及び団体数の推移】

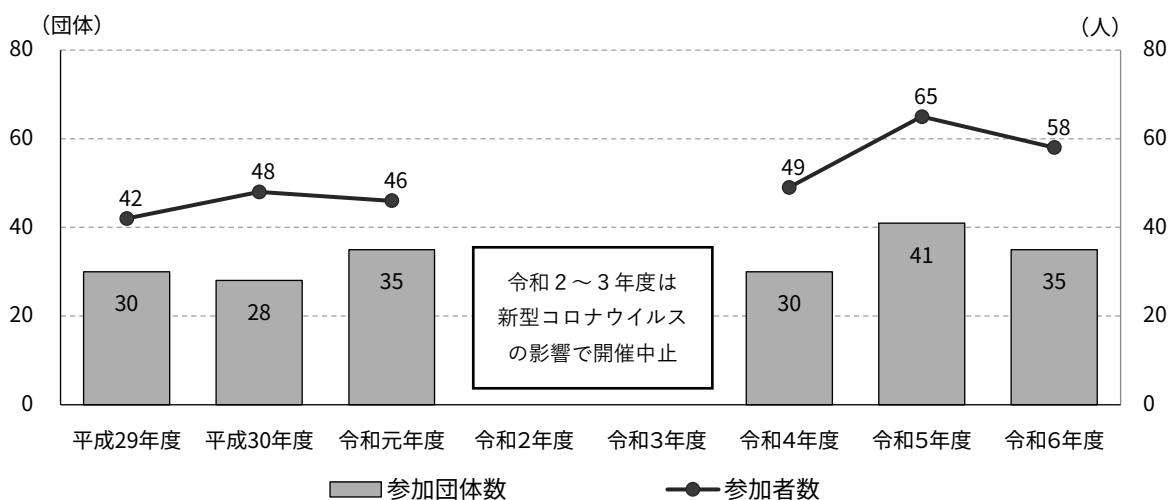
白井市社会福祉協議会に登録している個人ボランティア数は、令和元年度の414人をピークに減少傾向にあります。令和2年度の著しい減少は、新型コロナウイルスの影響によるものと考えられます。また、ボランティア団体数は令和元年度に大きく増加し、その後は概ね横ばいで推移しています。



出典：白井市社会福祉協議会

【サロン代表者交流会議参加団体数及び参加者数の推移】

平成29年度から令和4年度までは、参加団体数が28～35団体、参加者数が40人台で推移していましたが、令和5年度は大きく増加し、41団体、65人が参加しました。令和6年度は、参加団体数、参加者数どちらも減少しています。

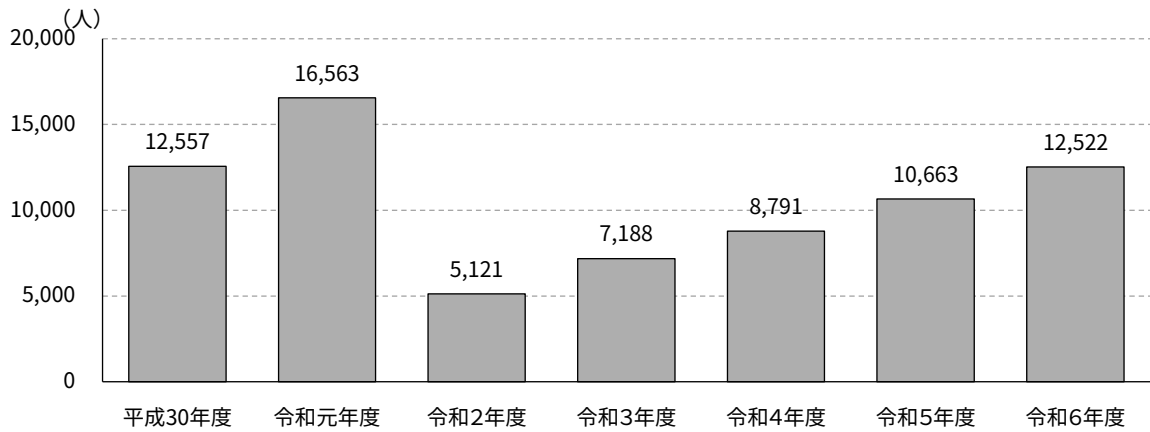


出典：高齢者福祉課

【しろい市民まちづくりサポートセンター利用者数の推移】

しろい市民まちづくりサポートセンターは、「市民活動をつなぐ、広げる、市民主体の協働のまちづくりの拠点となる中間支援施設」を基本理念に掲げ、市民活動の総合的な窓口として、市民活動の魅力を生かした、活力ある市民主体の協働のまちづくりを推進するための施設です。

しろい市民まちづくりサポートセンターの利用者数は、新型コロナウイルスの影響で一度落ち込みましたが、その後毎年増加しており、新型コロナウイルス感染拡大前の水準に戻りつつあります。



出典：市民活動支援課

2 調査からみる状況

(1) 調査の概要

■アンケート調査の実施概要

市民の地域福祉に対する意見や要望を把握するため実施しました。

項目	内容
調査対象者	市内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査期間	令和6年12月9日（月）～令和7年1月6日（月）
調査方法	【配付】郵送 【回収】郵送及び専用フォームからのWEB回答
配付数	1,500件
回収数	647件（内訳：郵送502件、WEB145件）
回収率	43.1%

■ヒアリング調査の実施概要

地域で福祉活動に取り組んでいる各団体・事業所に対し、地域活動の状況や活動を通じて感じている地域の課題、今後の活動の方向性や連携意向等を伺いました。

項目	内容
調査対象者	白井市内で活動している高齢・障がい・子育て・健康など福祉に関わる団体等に調査票を配付。回答があった団体等のうち、対面でのヒアリングに協力可能で、日程調整ができた18団体に対してヒアリングを実施。ヒアリングは、各団体の代表者1～2名に聞き取りを行った。
調査方法	【事前調査】郵送・メールにてヒアリングシートを配付・回収 回答期間：令和6年11月29日（金）～12月16日（月） 【ヒアリング】対面にて実施

事前調査の結果

調査票の配付数	調査票の回収数	回収率
60件	48件	80.0%

■地区別ワークショップの実施概要

白井市における地域福祉の課題をテーマに、参加者が日頃感じていることや、より良い地域にするためのアイデア等を伺いました。

日時	場所	対象地区	参加人数	グループ数
4月19日（土） 午前10時～12時	白井駅前センター	南山小学校区 池の上小学校区	16人	3
4月19日（土） 午後2時～4時	西白井複合センター	大山口小学校区 清水口小学校区 七次台小学校区	21人	4
4月26日（土） 午前10時～12時	公民センター	第二小学校区	15人	3
4月26日（土） 午後2時～4時	桜台センター	桜台小学校区	10人	2
4月27日（日） 午前10時～12時	富士センター	第三小学校区	13人	3
4月27日（日） 午後2時～4時	白井コミュニティセンター	第一小学校区	17人	4

実施方法

- ①特に話したいテーマを各グループで2つ決め、それぞれのテーマについて課題の背景や現状の検討・整理
- ②テーマの実現のために「自分・地域ができること・やりたいこと」「市にお願いしたいこと」の視点でアイデアの抽出
- ③どんな白井市になったら良いか（どんな白井市にしたいか）キャッチフレーズの検討

【テーマ】

- ①地域福祉への興味・関心を広げる
- ②地域福祉の活動者を増やす
- ③地域で気軽なつながりをつくる
- ④地域に居場所がある



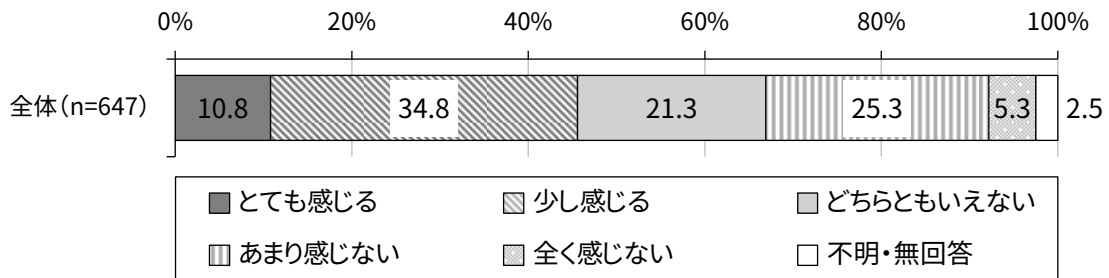
参加者の様子

(2) 調査結果

①地域とのつながりについて

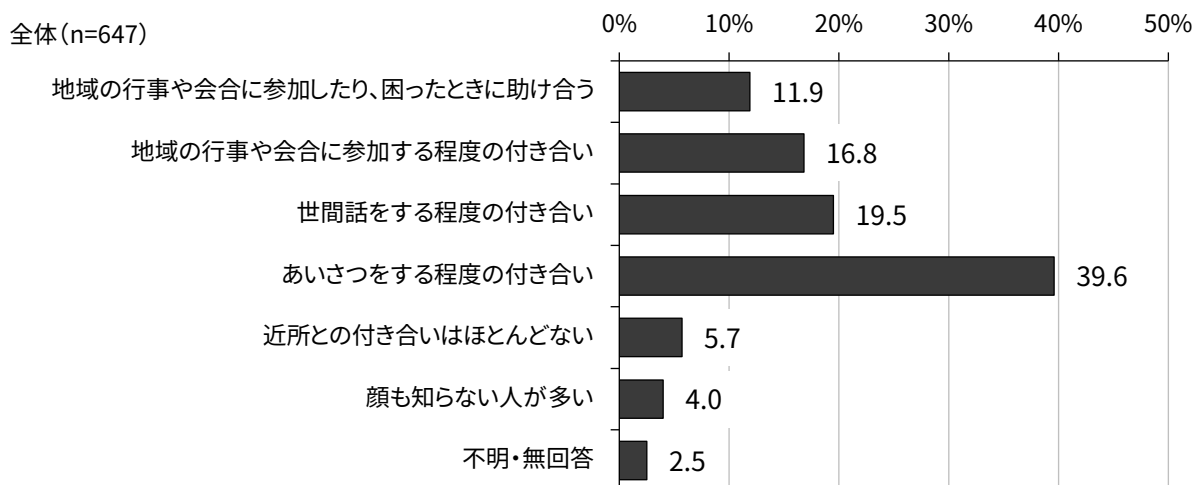
◆地域のつながりを感じるか

お住まいの地域で「地域のつながり」を感じるかについて、『感じる（「とても感じる」と「少し感じる」の合計）』が45.6%、『感じない（「全く感じない」と「あまり感じない」の合計）』が30.6%となっています。



◆近所の人との関係性

近所の人との関係について、「あいさつする程度の付き合い」が39.6%と最も高くなっています。近所との付き合いが希薄な人（「近所の人との付き合いがほとんどない」と「顔も知らない人が多い」の合計）の割合は9.7%となっています。



市民の声



【ヒアリング調査より】

- ・前は近所での助け合いがあったが、今は少なくなっている
- ・プライバシーの問題もあり、どこまで踏み込んでよいのか難しい
- ・小学生との交流はあるが、中・高校生との交流がない
- ・団体間のつながりが少ない、分野を超えたつながりが少ない など

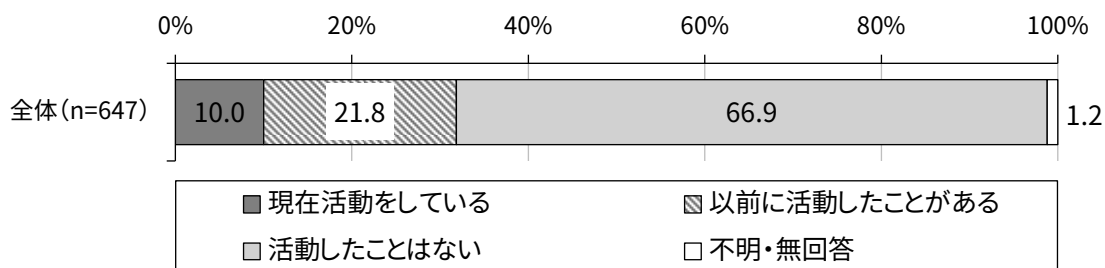
【ワークショップより】

- ・忙しくて地域に目が向けられなかった、自分のことで精いっぱい
- ・あいさつ・声かけなど、日常的な交流が減っている
- ・近くの人と知り合うきっかけがない など

② ボランティア活動や助け合い活動について

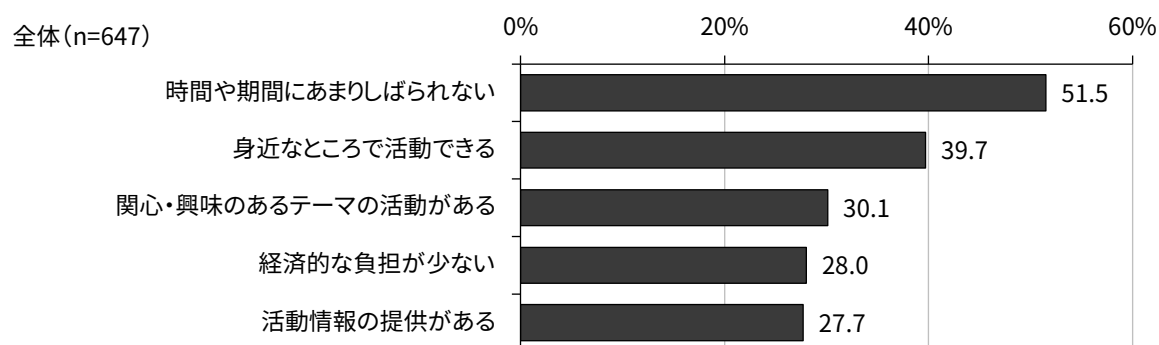
◆ ボランティア活動や助け合い活動の参加状況

ボランティア活動や助け合い活動の参加状況について、「現在活動している」が10.0%、「以前に活動したことがある」が21.8%、「活動したことはない」が66.9%となっています。



◆ あなたは、どのような条件が整うと活動に参加しやすいですか

活動に参加しやすい条件について、「時間や期間にあまりしぼられない」、「身近なところで活動できる」が上位となっています。



市民の声



【ヒアリング調査より】

- ・ボランティアは「支援する」という高いイメージを持たれている気がする
- ・メンバーが高齢化
- ・新しくメンバーになってくれる人がいない など

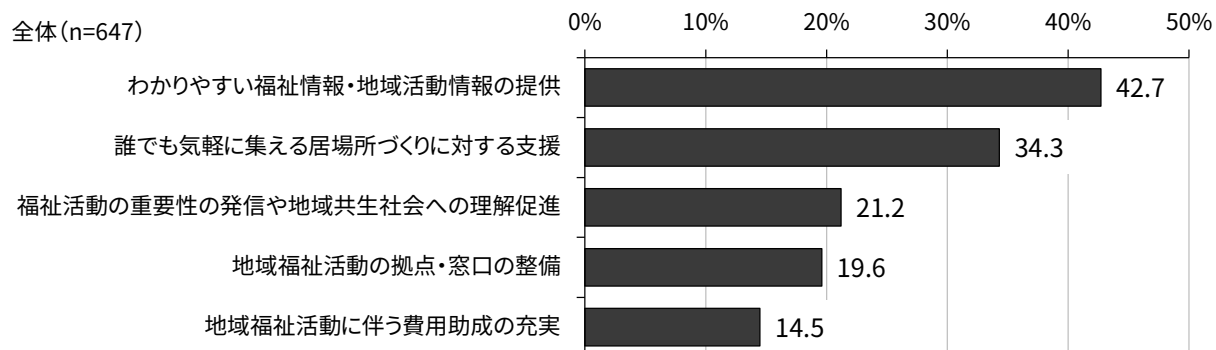
【ワークショップより】

- ・難しそうで抵抗がある人もいるのでは、特別な活動をしないといけないと思っている
- ・何をしてもかわからず、一歩が踏み出しにくい
- ・具体的な活動内容がみえていない
- ・「ちょいボラ」（ちょっとしたボランティア）をしたいという声があった など

③居場所づくりについて

◆助け合いを広げるために市が特に力を入れて取り組むこと（上位5項目）

助け合いを広げるために市が特に力を入れて取り組むことについて、「わかりやすい福祉情報・地域活動情報の提供」、「誰でも気軽に集える居場所づくりに対する支援」が上位となっています。



市民の声



【ヒアリング調査より】

- ・他団体と気軽にお話したり情報交換したりできる場が欲しい
- ・年齢に関係なく誰もが気軽に集える居場所があれば良い
- ・駅前や商店街の中に、住民が自由に集う、立ち寄る休憩場所が欲しい など

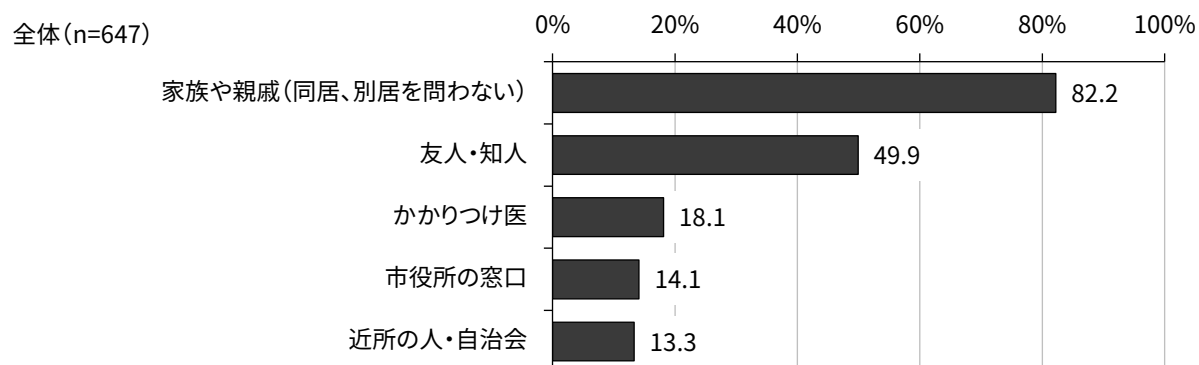
【ワークショップより】

- ・気軽に集まれる場所が全般的に不足している
- ・居場所や集まりの場所を知らない人が多い
- ・歩いていける距離に居場所がない など

④相談先について

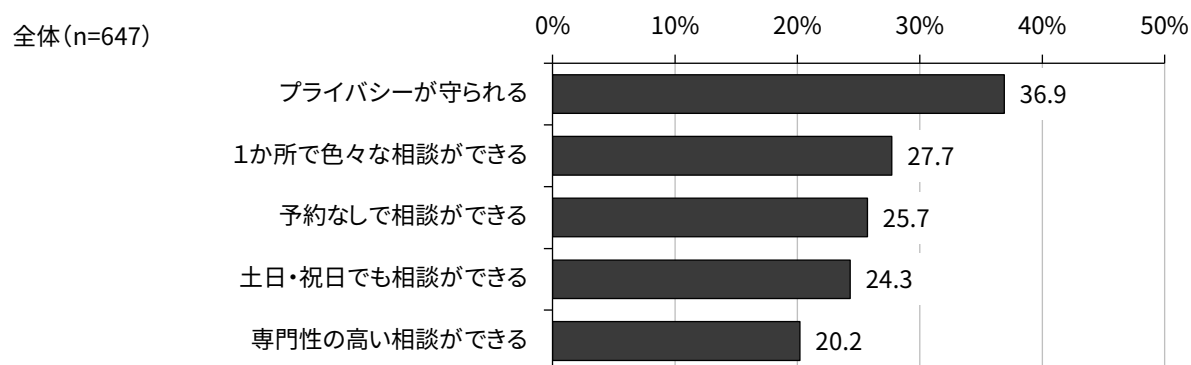
◆日常生活で困ったときに相談できる人や機関（上位5項目）

相談できる人や機関について、「家族や親戚（同居、別居を問わない）」が82.2%と最も高く、次いで「友人・知人」が49.9%となっています。「市役所の窓口」は14.1%となっています。



◆市や社会福祉協議会の相談窓口を求めること（上位5項目 特になし除く）

市や社会福祉協議会の相談窓口を求めることについて、「プライバシーが守られる」、「1か所で色々な相談ができる」が上位となっています。



市民の声



【ヒアリング調査より】

- ・家庭の中で困りごとや悩みが留まってしまい、支援が必要でもそれをどこに言えばいいのかわからない
- ・ワンストップで相談先や担当部署を紹介し、つないでくれる窓口があると良い
- ・困ったらとりあえずここに相談してくださいというところがほしい など

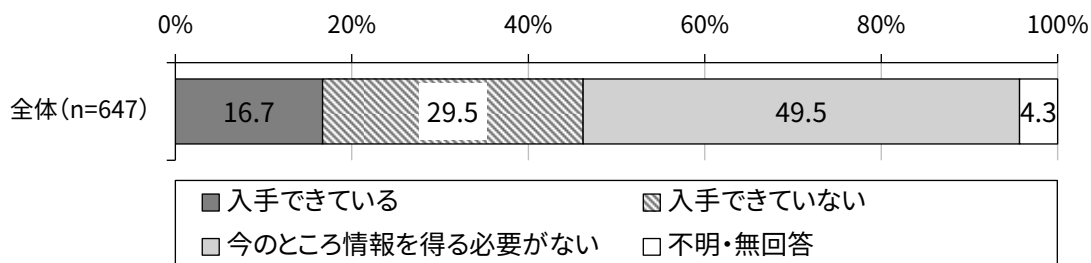
【ワークショップより】

- ・もしもの相談をできる知人がいない
- ・気軽に相談できる窓口・雰囲気づくりをしてほしい など

⑤情報発信について

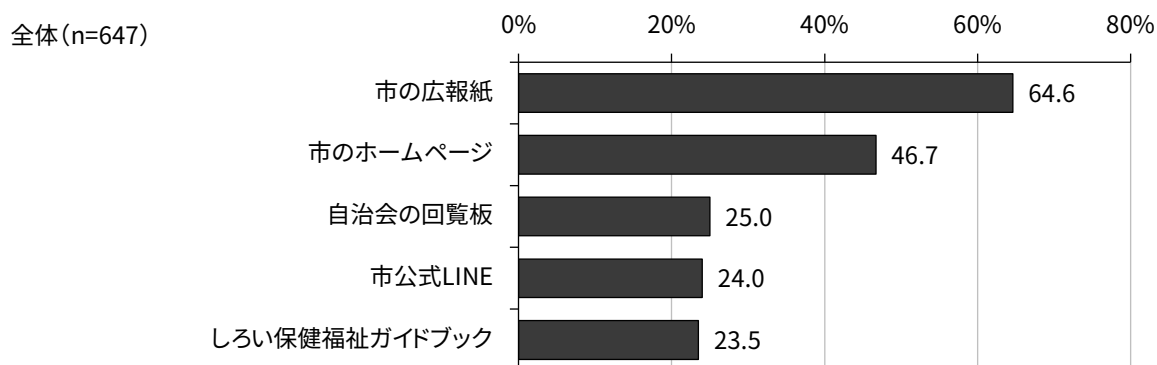
◆自分に必要な福祉情報の入手状況

情報を入手できていると思うかについて、「入手できている」が16.7%、「入手できていない」が29.5%となっています。



◆市の福祉情報が接しやすい発信方法（上位5項目）

接しやすい情報発信の方法について、「市の広報紙」、「市のホームページ」が上位となっています。



市民の声



【ヒアリング調査より】

- ・〇〇地区にはこんな団体が、△△地区ではこんな活動をしているといった情報が欲しい
- ・LINE の活用や広報紙の視覚化は、若い世代を中心とした市民の情報アクセスを容易にする一方で視覚障がい者にとってはハードルが高い面もある など

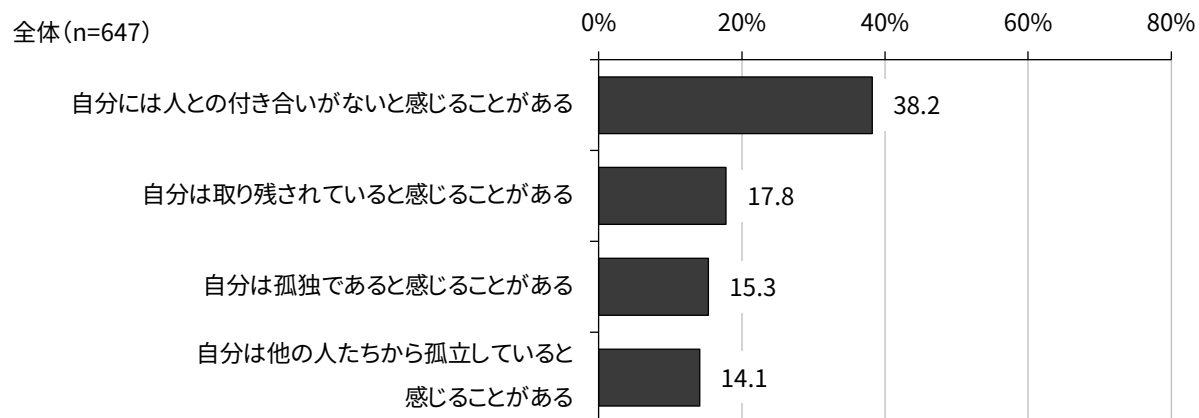
【ワークショップより】

- ・福祉に関する情報が不足している又は届いていない
- ・市ホームページや広報以外に SNS などを使った発信をして欲しい など

⑥ 孤独孤立について

◆ 以下の項目について「時々ある」又は「常にある」と回答した人の割合

「時々ある」又は「常にある」と回答した人の割合は、【自分には人との付き合いがないと感
じることがある】が38.2%、【自分は取り残されていると感じることがある】が17.8%、【自分は孤独
であると感じることがある】が15.3%、【自分は他の人たちから孤立していると感じることがある】
が14.1%となっています。



市民の声



【ヒアリング調査より】

- ・障がいを抱える本人やその家族は、他人に知られることを避け、世間から孤立し、家族だけで問題を抱えている
- ・交流活動になかなか参加せず、閉じこもりがちになっている高齢者が少なくない
- ・引っ越ししてきたばかりの方、ずっと仕事をしてきた方など、出産してから地域に知り合いのいない母子が見受けられる など

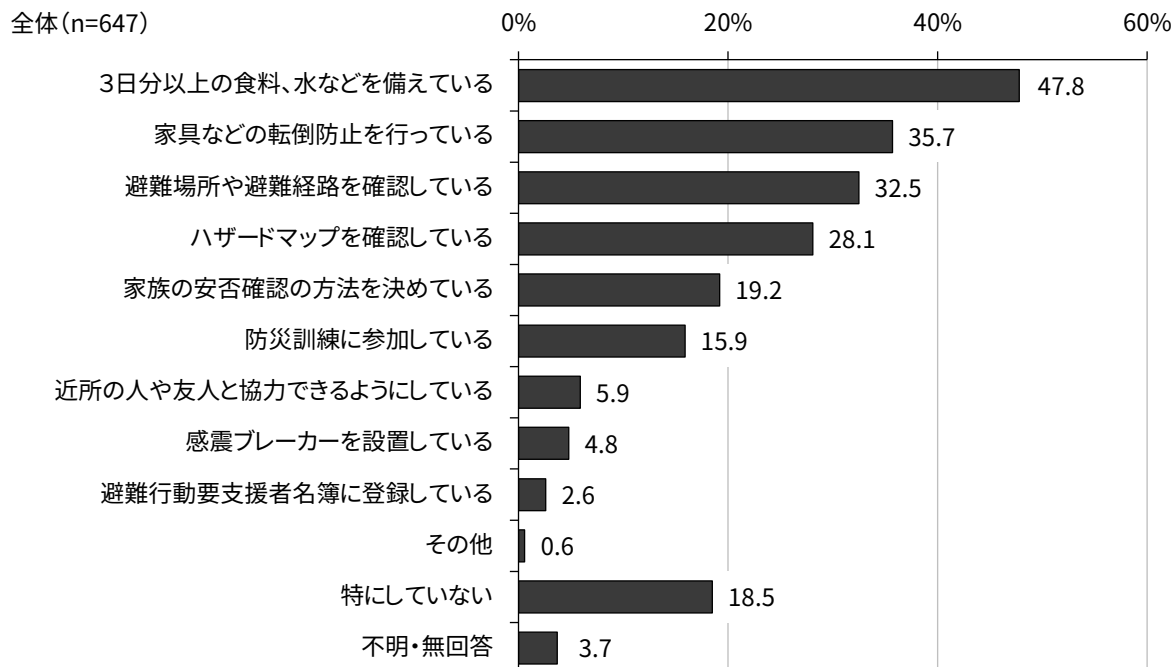
【ワークショップより】

- ・高齢の男性が家の中から出ていきにくい
- ・独居高齢者の話し合いの場所が欲しい など

⑦災害対策について

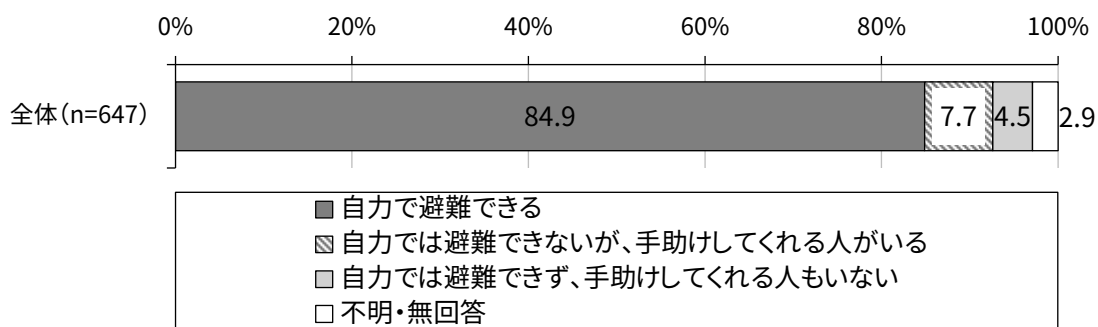
◆日頃の災害対策について

日頃からどのような備えをしているかについて、「3日以上の食料、水などを備えている」が47.8%と最も高く、次いで「家具などの転倒防止を行っている」が35.7%となっています。



◆避難の状況について

自力で避難できるかについて、「自力で避難できる」が84.9%と最も高く、次いで「自力では避難できないが、手助けしてくれる人がある」が7.7%、「自力では避難できず、手助けしてくれる人もいない」が4.5%となっています。



市民の声



【ヒアリング調査より】

- ・災害時には、地域の方の協力や連携がとても大事だが、民生委員の方などとのつながりが薄い
- ・要支援者登録がどれだけ機能するか不安、医療的ケア児者にとって停電は命取り など

【ワークショップより】

- ・災害時に助けが必要な人が分からない など

3 第2次地域福祉計画の進捗状況

第2次地域福祉計画の基本方針5「地域福祉」について、施策ごとに進捗状況をまとめました。

なお、「健康づくり」「高齢者福祉」「障がい者福祉」「子育て支援」の各分野については、個別計画で進行管理しています。

施策1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

わかりやすい福祉情報の提供・共有や相談支援体制の整備などを推進しています。相談支援については、地域で気軽に相談できる窓口として、民生委員・児童委員との連携や、地区社会福祉協議会の拠点を活用した相談体制の充実を図っています。

情報発信については、保健福祉ガイドブックを発行し、市の保健福祉事業を広く案内しています。

また、複数の課や機関が横断的に支援する必要のある市民や世帯については、関係各課が連携して対応している一方で、対応が困難なケースや、民間の関係機関を含めた連携の在り方については、今後の課題となっています。

施策2 社会福祉事業の健全な発達の促進

社会福祉協議会や福祉・保健・医療事業者、地域との連携強化などを推進しています。令和6年度においては、福祉・保健・医療事業者を対象に3回の多職種連携研修を実施しました。そのうち、救急隊員の協力を得て開催した研修では、介護施設職員と救急隊との間で情報共有につながる成果が得られています。

一方で、高齢者見守り事業における協力事業者については、廃業や辞退により減少傾向にあります。引き続き、ホームページや講習会等を通じた周知・協力依頼を継続していく必要があります。

また、各小学校区の地区社会福祉協議会に対しては、拠点運営に係る経費補助を行っており、地域における支え合い活動の継続が図られています。

施策3 地域福祉活動への市民参加の促進

NPO法人やボランティア団体の活性化、地域福祉を担う人材の育成・確保、小学校区ごとのまちづくり協議会の設立等を推進しています。ボランティア団体の交流機会としては、各サロン代表者を対象とした研修や情報交換の場を設けています。また、ボランティア育成の取組として、福祉サマースクールや傾聴ボランティア講座など、住民ニーズに沿った講座を開催しています。

まちづくり協議会については、現時点で4つの小学校区で設立されており、それぞれの協議会において計画に基づいた事業や役員会等を開催しています。設立時期が未定の小学校区に対して、まちづくり協議会の必要性や制度・仕組みについて説明を行い、全小学校区での設立を目指します。

施策4 避難行動要支援者に対する支援

避難支援体制の整備として、防災倉庫や備蓄物資の点検、避難行動要支援者名簿の更新・共有、避難支援プラン（個別避難計画）の策定等を推進するとともに、地域防災体制の整備として「なるほど行政講座」の開催や地域防災訓練への支援、防災アドバイザーの派遣などを行いました。

また、一部の防災倉庫の点検を実施していますが、今後は全ての倉庫を定期的に点検していくことが課題となっています。さらに、避難支援プラン（個別避難計画）については、全体計画の見直しを行い、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域の居住者、人工呼吸器使用者を優先的に作成してきましたが、地域の支援者と連携しながら、より多くの対象者について策定を進めていきます。

施策5 生活困窮者に対する支援

生活困窮者に対する支援として、相談窓口の設置や住まい・就労への支援、こどもの学習支援などを推進しています。白井市くらしと仕事のサポートセンターでは、複合的な課題を抱える方からの相談に対して、関係課や関係機関と連携し、自立に向けた支援を進めています。

また、学習支援や食事の支援を行う団体等と連携会議を開催し、地域課題の把握や団体同士のつながりづくりに努めています。住居確保給付金の申請件数は年々減少していますが、住まいに関する支援が適切に受けられるよう、引き続き制度の周知等を進めていきます。

施策6 包括的な支援体制づくり

包括的な支援体制づくりとして、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を推進しています。相談支援では、社会福祉協議会において、弁護士・司法書士・税理士による専門相談から、日常生活のちょっとした困りごとまで、市民等からの幅広い相談に対応しています。

参加支援では、白井市くらしと仕事のサポートセンター支援調整会議を重層的支援会議として位置付け、制度の狭間や複合化した課題を有する方（ひきこもり等）に対し、状況に応じた支援を行っています。地域づくり支援では、地元企業との連携を進めるなど、社会資源の開拓を図っています。

4 白井市における課題

(1) 地域福祉分野における課題

課題① 地域のつながりが希薄になっている

- 近所の人との関係について、「あいさつする程度の付き合い」が約4割と最も高く、近所との付き合いが希薄な人は約1割となっています。また、「地域のつながり」を感じない人が約3割、どちらともいえない人が約2割となっており、全体として比較的希薄な傾向がうかがえます。
- 忙しすぎて地域のことに関わる時間があまりない、近所に誰が住んでいるかわからないなど、隣近所との交流ができていないという意見が挙がっています。
- 近所の人や地域との関わりが必要だと思う人は約9割となっており、多くの人が地域の人とのつながりの必要性を認識しています。
- 助け合いを広げるために市が特に力を入れて取り組むこととして、「誰でも気軽に集える居場所づくりに対する支援」を求める人が約3人に1人となっています。
- 居場所となる場所が不足していることや集まりの場に行くまでの移動手段、最初の参加のハードルの高さなどの意見が挙がっています。
- そもそも「集まりの場や活動があることを知らない」という情報発信の不足も課題として挙がっています。

近所との付き合いが「あいさつ程度」ととどまる人が多く、地域のつながりを感じない人も一定数いるなど、地域のつながりの希薄化がうかがえます。一方で、多くの人が地域との関わりの必要性を認識しています。地域とのつながりを広げていくため、誰もが参加しやすい居場所づくりや気軽な交流機会の提供、情報発信の充実などが求められます。

また、幅広い層に参加してもらえるよう、特に若年層・働き世代も関わりやすいテーマや形式に工夫すること、やりがいや楽しさを感じられる活動設計などが大切です。さらに、活動に参加したくても、移動手段が限られているため参加につながらないといった交通の利便性の課題も挙がっています。新たな交通手段の仕組みを検討するとともに、住民同士の助け合いによる移動支援も進めていくことが求められます。

課題② 地域で支え合える仕組みが広がっていない

- ボランティア活動等について、現在活動している人が1割にとどまっており、「活動したことはない」が6割台後半と、活動経験のない人が多くなっています。
- 福祉活動に対して「楽しくない」「負担」「難しそう」「面倒くさい」というイメージがある、自分に関係ないと思っている人が多いなど、福祉や地域活動に関する認識と理解の不足、心理的障壁の高さが課題として挙げられています。
- 地域で活動している人や団体はあるものの、周知が進んでおらず、活動がみえていないという声が挙げられています。
- 困りごとを抱える地域の人に対して支援・協力できそうなことでは、「安否確認や声かけをする」が半数を超えており、ちょっとした支援への関心や意欲は比較的高いことがうかがえます。
- 活動団体のメンバーの高齢化や固定化が進んでおり、新たな担い手の育成・確保を求める声が挙げられています。
- 日頃からの災害対策として、備蓄品の準備や家具の転倒防止、避難場所・避難経路の確認をしている人は3割以上となっている一方、防災訓練への参加や近所の人との協力体制など、地域での防災対策はあまり進んでいない状況です。
- 災害時に助けが必要な人が分からないという声が挙げられています。
- 防犯対策については、市民の関心が高いことから、家庭や地域の防犯活動の支援を継続していく必要があります。

現状、ボランティア活動等に参加している人は少ない一方で、見守りや声かけなど身近な支援への関心は比較的高いことがうかがえます。しかし、仕事や家庭の忙しさから地域に関わりにくいことや、「福祉や地域活動は大変そう」というイメージが参加の障壁になっていると考えられます。気軽に地域活動に関わってもらえるよう、福祉を「自分ごと」として捉えられる工夫や、市民の「できそう」という気持ちと「できる場」のマッチングなどが求められます。

災害対策については、備蓄や避難経路の確認など個人での備えは進んでいるものの、防災訓練への参加や近隣同士の協力体制づくりはあまり進んでいない状況です。日頃から地域住民同士で声かけや見守りを行い、いざというときに助け合える関係を構築するなど、地域全体で支え合える防災体制の強化が求められます。

課題③ 誰一人取り残さない体制づくりが求められる

- 要支援・要介護認定者数や障害者手帳所持者数（療育・精神）、高齢者単身世帯数、高齢夫婦世帯数が増加傾向にあり、支援ニーズが高まりつつあります。
- 外国人市民が増えており、言葉の壁から、情報が十分に伝わらなかったり、困りごとを相談しにくかったりする状況があります。
- 「自分は孤独であると感じる」「自分は他の人たちから孤立していると感じる」ことがある人はそれぞれ1割台ですが、「自分には人との付き合いがないと感じる」ことがある人は約4割となっており、日常的な人との関わり不足を実感している人は一定数いることがうかがえます。
- 地域には、必要な支援にうまくつながっていない人や地域から孤立している人が一定数存在するとみられています。
- 何らかの課題を抱えていると思われる世帯をみつけても、個人情報取り扱いが難しく情報共有ができない、他の相談支援機関との連絡・調整が難しいなどの意見が挙がっています。
- 相談相手として、家族や友人など身近な人に頼る傾向が強い一方で、市役所などの公的な相談窓口は十分に認知・活用されていない状況がうかがえます。
- 市では、各分野の相談窓口や社会福祉協議会の窓口に加え、地域の気軽な相談先として、民生委員・児童委員との連携や、地区社会福祉協議会の拠点を活用した相談体制の充実を図っています。
- 市では、白井市くらしと仕事のサポートセンター支援調整会議を重層的支援会議として位置付け、制度の狭間や複合化した課題を有する方（ひきこもり等）に対し、状況に応じた支援を行っています。
- 分野横断的な相談に対しては、関係各課が連携して支援していますが、より対応が難しいケースや、民間機関を含めた連携の在り方は今後の課題となっています。

全国的な動向と同様に、白井市でも障害者手帳所持者数（療育・精神）や外国人市民の増加、高齢化の進行がみられ、支援を必要とする人の増加が懸念されます。また、孤独・孤立感までは至らなくても、日常的な人との関わりが不足している人が一定数存在しており、老老介護、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど多様で複雑な課題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、従来の分野にとらわれないサービスの検討や、地域と関係機関が連携して日常的に課題を発見し、安心して情報を共有できる仕組みづくりが求められます。さらに、SNSを活用するなど、誰でも気軽に相談できる環境を整備するとともに、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会など地域と連携した相談支援体制を強化していくことが重要です。

(2) 健康づくり分野における課題

- 生活習慣病の発症や重症化を予防する取組を推進してきましたが、依然として運動、飲酒、喫煙、休養、睡眠などの生活習慣を改善することが課題となっています。今後は、自身の健康状態に応じた健康づくりの方法を学ぶ機会の提供や、健康づくりに取り組みやすい環境の整備が求められます。
- バランスのとれた食事や生活習慣病予防のための食生活の取組を推進してきましたが、依然として欠食、減塩や野菜摂取等の食習慣を改善することが課題となっています。食育に関する情報発信や環境整備を継続していくことが求められます。
- 歯周病などの全身との関わりの深い歯科疾患を予防・早期発見することが課題となっています。今後もセルフケアの定着やかかりつけ歯科医を持つこと、歯科健診の受診率向上に向けた取組を継続していくことが求められます。
- 全国的には自殺者数は減少傾向にあります。女性や小・中・高生の自殺者数が増加している状況を踏まえ、引き続き関係機関との情報共有を図るとともに、自殺予防に関する正しい知識の普及・啓発が求められます。

(3) 高齢者福祉分野における課題

- 外出頻度が低下した人や外出を控える人が増加傾向にあります。在宅生活を継続するために必要なサービスとして、「外出支援」や「外出同行」などが多く挙げられており、こうした課題を少しでも解消するための支援体制の拡充が求められます。
- 地域活動に参加していない高齢者が多く、特に男性の参加率が低いことが課題となっています。身近な地域で行われている活動への関心を高めるとともに、誰もが参加しやすい環境の整備が必要です。
- 高齢者を狙った犯罪の増加や、防犯に関する情報が十分に行き渡っていないことなどにより、犯罪への不安を抱える高齢者が増えています。防犯に関する情報や支援機関の案内など、情報提供の強化が求められます。
- 疾患や骨折などにより、公的サービスでは対応が難しいゴミ出しや外出の付き添いなどへの支援ニーズが高まっていますが、対応可能なインフォーマルな資源が不足しています。民間企業との連携を含め、担い手の確保と支援体制の整備が必要です。

(4) 障がい者福祉分野における課題

- 介助者の高齢化が進んでおり、特に身体障がいや知的障がいのある人を介助する人において顕著な傾向がみられます。また、介助を担う家族の負担も増大しており、その軽減を図る取組が求められます。
- 一般市民や中学生は、障がい者との交流に比較的積極的な傾向がありますが、障がい者に関する制度やマークの認知度は一部を除いて低い状況です。障がい者を支援する団体や支援者への理解を深めることも重要です。
- 児童発達支援や放課後等デイサービス、グループホームにおいて、適切な支援を提供できる人材を備えた事業所が不足していることに加え、ヘルパーの不足が指摘されています。また、障がい児者に対する相談支援事業所も不足しており、障がい福祉サービスでは対応が難しい家事援助などの生活支援についても、提供体制の充実が求められます。
- 障がいの種別や年齢によって、求められる情報提供の媒体が異なるため、複数の媒体による情報発信が必要です。さらに、制度に関する情報がわかりにくいという課題もあることから、よりわかりやすく伝える工夫が求められます。

(5) 子育て支援分野における課題

- こどもが健やかに成長するためには、こどもの権利が守られ、常にこどもの最善の利益が尊重されることが大前提となります。こども自身が自らの権利を理解するとともに、社会全体にその認識を広め、全てのこどもが幸せを実感できる社会の実現が求められます。
- 地域社会とのつながりが希薄化する中で、こどもや若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少し、孤立してしまうことが懸念されています。悩みを抱えるこども・若者を支援する居場所や、スポーツなどを楽しめる場など、多様な居場所の選択肢を増やすことが必要です。
- 妊娠期から出産、幼児期の子育ては不安が多い時期であると同時に、こどもが人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期でもあります。地域で孤立し、悩みを抱えることがないよう、子育て当事者一人ひとりに寄り添った相談支援の充実が求められます。
- 児童虐待の対応件数は近年横ばいで推移していますが、対応内容は複雑化しています。また、特別な支援や配慮を必要とするこども・家庭が増加傾向にあることから、地域で安心して希望する生活を送ることができるよう、経済的負担の軽減による支援や、専門機関と連携した総合的な相談支援体制の整備が必要です。
- 子育て家庭を地域社会全体で支えることが重要であり、行政、市民団体、事業者などが連携した幅広い支援が求められます。そのためには、地域で子育て支援活動を行うボランティア等の人材育成、活動場所の確保、運営費への支援も必要です。

1 めざす姿

地域で共に支え合い 誰もが笑顔で
心身とも健康に暮らせるまち



近年、少子高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域や家庭内のつながりの希薄化が危惧されています。また、多様化・複雑化した課題（老老介護、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等）が浮き彫りになっており、これまでの福祉制度やサービスだけでは十分に対応しきれない状況が生じています。

このような状況の中、国では「地域共生社会」の実現が掲げられ、分野横断的な包括的支援体制の構築や、市民・団体・企業など地域の様々な主体が連携し、支え合う地域づくりが一層求められています。

策定過程で行ったワークショップや団体ヒアリングでも地域住民同士の「つながり」「助け合い・支え合い」「交流」を求める声が多く挙がっていました。

また、医療の発展等によって寿命が延伸し、多くの人々が100歳を超える社会「人生100年時代」に向けて、誰もが健康を維持しながら、生き生きと活躍し続けられるまちづくりが求められています。

上位計画である白井市第6次総合計画の将来像「世代を超えた笑顔と豊かさを未来へつなぐまち」を踏まえ、こどもや高齢者、障がいのある人、誰もが笑顔あふれる幸せな日々を送りながら、生きがいを持って心豊かで健康に暮らせるまちを創る、そのような思いから設定しました。

なお、本計画は、健康・福祉分野の基幹計画として位置付けていることから、【めざす姿】は本計画及び健康・福祉分野の各個別計画により実現していきます。

2 基本目標

【めざす姿】の実現に向けて、3つの基本目標を掲げます。これらは健康・福祉分野の各計画が横断的に取り組む目標であり、市民・社会福祉法人等の事業者・行政の連携・協働によって実現を図ります。

基本目標1 つながりのある地域づくり

地域のつながりの希薄化が危惧される中で、誰もが孤立せず、安心して暮らし続けられるよう、人と人とのつながりを育むことが大切です。市民一人ひとりが自分らしく地域と関われるよう、交流の機会や活動の場、移動手段などを整え、共に支え合う地域づくりを推進します。

1-1 社会参加の促進

- 年齢や家庭環境など様々な状況に応じたアプローチを行い、社会参加を促進します。
- 誰もが無理なく活動に参加できるよう、小さな役割や短時間の参加など参加形態に柔軟性を持たせた活動設計を行います。
- 「できることから」「興味のあることから」を大切にしながら、地域との関わりを深めるきっかけをつくり、社会参加の裾野を広げます。

1-2 交流・活動の拠点づくり

- 誰もが気軽に立ち寄れる居場所や拠点づくりを進め、日常的な交流の場を広げます。
- 趣味・関心に基づくイベントや講座、世代を超えた活動など、多様な交流の機会を創出します。
- イベントや拠点に関する情報をわかりやすく発信し、活動への参加を後押しします。

1-3 移動手段の充実

- 地域のつながりを支える基盤として、外出機会の確保に努めます。
- 既存の交通資源を効果的に活用するとともに、新たな交通手段を導入します。
- 住民による送迎や相乗りなど共助の取組を支援し、移動支援の充実を図ります。

基本目標 2 支え合いの仕組みづくり

誰もが安心して暮らせる地域を実現するためには、日頃から支え合いの意識を高め、いざというときに支え合える仕組みが大切です。福祉を自分ごととして捉える意識付けや、地域で活動する人材の育成を進めるとともに、災害時に対応できる支援体制や地域防災力の強化を図り、持続可能な支援の仕組みをつくりまします。

2-1 意識啓発・人材育成

- 誰もが福祉を自分の暮らしや地域の課題として捉えられるよう、わかりやすい情報発信に努めます。
- 学校や地域など様々な場面で福祉を学ぶ機会を創出し、世代を問わず福祉への理解を深め、身近なものとなるよう啓発に努めます。
- 地域活動に関わる人材の発掘・育成に取り組みまします。

2-2 災害時に備えた体制強化

- 災害時に全ての人が安心して避難・生活できるよう、平常時からの備えや支援体制の整備を進めます。
- 避難行動要支援者への対応や地域防災力の向上に向けて、関係機関や市民との連携を強化しまします。



基本目標 3 誰一人取り残さない体制づくり

地域課題の多様化・複雑化が進む中、誰一人取り残すことなく、必要な支援が確実に届く仕組みづくりが求められます。誰もが安心して相談でき、適切な支援につながる体制を整備するとともに、複合的な課題やみえにくい困りごとにも対応できるよう、関係機関の連携による包括的な支援体制を強化します。

3-1 包括的な支援体制づくり

- 健康、高齢、障がい、子育て、生活困窮など分野ごとの相談窓口が連携し、情報共有や定期的なケース会議を通じて、多職種・多機関による支援の質を高めます。
- 誰もが必要なときに適切なサービスを円滑に受けられるよう、相談から支援につながる仕組みを強化します。

3-2 健康・福祉サービスの充実

- 多様化・複雑化した課題（老老介護、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラー等）に応じた切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- 成年後見制度の活用や権利擁護に関する取組を進め、安心して暮らせる環境を整備します。
- 再犯防止や地域での立ち直り支援に向けて関係機関との連携を深め、孤立や排除のない地域を目指します。



3 計画の体系

「めざす姿」の実現に向けて、「基本目標」とそれに紐づく「各分野の方針」を定めます。また、白井市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、住民主体の活動を推進します。

めざす姿

基本目標 ※健康・福祉分野の各計画が横断的に取り組む目標

地域で共に支え合い
誰もが笑顔で
心身とも健康に暮らせるまち

1 つながりのある地域づくり

1-1 社会参加の促進

⇒ライフステージなどに応じたアプローチ、誰もが活動しやすい活動設計（柔軟性のある参加形態）、小さな一歩の促進

1-2 交流・活動の拠点づくり

⇒イベント等交流の場づくり、身近で集う拠点・居場所づくり、情報提供の充実等

1-3 移動手段の充実

⇒新たな交通手段の仕組みづくり、既存資源の活用、住民互助による移動支援サービスの促進

2 支え合いの仕組みづくり

2-1 意識啓発・人材育成

⇒「自分ごと」として考えられる工夫、福祉のイメージの改善、福祉教育の充実

2-2 災害時に備えた体制強化

⇒災害時の対応に向けた体制整備、地域防災力の強化

3 誰一人取り残さない体制づくり

3-1 包括的な支援体制づくり

⇒相談窓口の充実、各分野の相談窓口の連携強化

3-2 健康・福祉サービスの充実

⇒複合的な課題（8050 問題、ヤングケアラー、ひきこもり等）や生活困窮、権利擁護、再犯防止など様々な課題に応じた支援の充実

各分野の方針

<p>1 地域福祉</p>	<p>(1) 地域における助け合い・支え合いの推進 (2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備 (3) 必要な支援が適切に届く仕組みの構築 (4) 切れ目のない継続的な支援体制の強化 (5) 成年後見制度の利用促進 (6) 再犯防止の推進</p> <p>※「地域福祉」については、本計画 40 ページ「V 地域福祉分野における施策」にて展開します</p>
<p>2 健康づくり</p>	<p>(1) 生活習慣の改善 (2) 健康を支え、守るための社会環境の整備 (3) 食育の推進 (4) 歯科口腔保健の推進 (5) 自殺対策の推進</p>
<p>3 高齢者福祉</p>	<p>(1) 地域包括ケアシステムの推進 (2) 介護予防と社会参加の推進 (3) 地域での生活の継続 (4) 持続可能なしくみづくり</p>
<p>4 障がい者福祉</p>	<p>(1) 地域での自立生活への支援の推進 (2) 社会参加の支援・促進 (3) 快適で人にやさしいまちづくりの推進</p>
<p>5 子育て支援</p>	<p>(1) 妊婦や乳幼児等の健康増進と教育・保育の充実 (2) 学校生活の充実とこどもの居場所づくりの推進 (3) ライフイベントにおける若者の支援 (4) こどもの権利や体験の場の確保 (5) 地域ぐるみでの子育て支援の推進</p>
<p>※「健康づくり」「高齢者福祉」「障がい者福祉」「子育て支援」については、各個別計画で推進します</p>	

4 基本目標と各分野の方針の関連性

各分野の方針について、関連する基本目標に「●」を付けています。

基本目標 各分野の方針		1			2		3	
		1 社会参加の促進	2 交流・活動の拠点づくり	3 移動手段の充実	1 意識啓発・人材育成	2 災害時に備えた体制強化	1 包括的な支援体制づくり	2 健康・福祉サービスの充実
地域福祉	(1) 地域における助け合い・支え合いの推進	●	●		●			
	(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	●		●	●	●		●
	(3) 必要な支援が適切に届く仕組みの構築							●
	(4) 切れ目のない継続的な支援体制の強化	●	●				●	
	(5) 成年後見制度の利用促進						●	●
	(6) 再犯防止の推進	●					●	●
健康づくり	(1) 生活習慣の改善							●
	(2) 健康を支え、守るための社会環境の整備					●		●
	(3) 食育の推進				●			●
	(4) 歯科口腔保健の推進				●			●
	(5) 自殺対策の推進				●		●	●
高齢者福祉	(1) 地域包括ケアシステムの推進			●			●	●
	(2) 介護予防と社会参加の推進	●	●					
	(3) 地域での生活の継続					●		●
	(4) 持続可能なしくみづくり				●			●
障がい者福祉	(1) 地域での自立生活への支援の推進	●					●	●
	(2) 社会参加の支援・促進	●	●	●				
	(3) 快適で人にやさしいまちづくりの推進		●	●	●	●		
子育て支援	(1) 妊婦や乳幼児等の健康増進と教育・保育の充実	●	●		●		●	●
	(2) 学校生活の充実とこどもの居場所づくりの推進	●	●				●	●
	(3) ライフイベントにおける若者の支援	●			●		●	●
	(4) こどもの権利や体験の場の確保		●				●	●
	(5) 地域ぐるみでの子育て支援の推進						●	●

IV

各分野の方針

関連する SDGs



1 地域福祉

誰もが地域の一員として共に支え合い、安心して暮らせるよう、福祉意識の醸成や地域の関係づくりを進めます。また、支援が必要な人に適切な支援が届く仕組みを整備します。

(1) 地域における助け合い・支え合いの推進

ボランティア養成講座や福祉学習の実施、活動団体への情報提供などを通じて、福祉に対する意識の醸成を図ります。また、地域の人々が気軽に交流できる場づくりを推進するとともに、小学校区単位での福祉活動やまちづくり協議会・自治会等の活動を支援し、助け合い・支え合いの地域づくりを進めます。

(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

災害時の支援体制の強化や防犯対策の推進、生活困窮者等に対する支援の充実、移動手段の確保など、市民が安心して暮らせる環境を整備します。

(3) 必要な支援が適切に届く仕組みの構築

福祉サービスや相談窓口などの情報が必要な人に届くよう、多様なツールを活用した情報発信に努めます。また、地域の多様な主体とネットワークを構築し、地域課題の共有や解決に向けた体制づくりを進めます。

(4) 切れ目のない継続的な支援体制の強化

地域住民の多様化・複雑化した支援ニーズに対応するため、属性や世代を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

(5) 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】

認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が不十分な人が、本人の意思や尊厳を尊重されながら、生きがいを持って住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

(6) 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

犯罪や非行をした人が社会に復帰した後、地域で孤立することなく生活を送れるよう、関係団体・関係機関と連携し、就労支援や住まいの確保などを通じて円滑な社会復帰を支援します。



2 健康づくり

市民一人ひとりが心身共に健康で充実した生活を送れるよう、まち全体で健康づくりにつながる仕組みや社会環境を整えます。また、市民・地域・行政が互いに協力し、健康づくりや食育、歯科口腔保健、自殺対策などの取組を推進することで、「健康寿命」の延伸を目指します。

(1) 生活習慣の改善

市民が望ましい生活習慣を身に付けられるよう、運動・睡眠・飲酒・喫煙・食生活などについての情報提供や、生活習慣の改善を促す取組を推進します。また、健（検）診や健康相談、健康講座などを通じて、一人ひとりの健康状態に応じた情報提供を行い、生活習慣病の発症や重症化を予防する取組を推進します。

(2) 健康を支え、守るための社会環境の整備

市民一人ひとりが健康意識を高め、社会とのつながりを大切にしながら健康づくりを実践できるよう、地域で交流できる場や機会の情報発信をするとともに、健康づくりや地域における支え合いの必要性を普及啓発します。

(3) 食育の推進

市民が望ましい食生活の知識を学び、健全な食生活を実践できるよう、ライフステージに応じた食生活についての取組を進めます。また、食育に関わる人材育成やネットワークづくり、地域の様々な関係団体との連携を通して、市民が健康になれる食環境の整備を進めます。

(4) 歯科口腔保健の推進

市民が生涯にわたりおいしく食べられるよう、正しい歯科口腔保健の普及啓発を行います。また、市民一人ひとりが自分の歯や口腔の状態を把握し、定期健診や適切なセルフケアを実践できる環境を整えます。

(5) 自殺対策の推進

自殺は多くの場合、心理的に追い込まれた末に起こるもので、背景には複数の要因が存在します。関係者や関係機関等が共通認識を持てるネットワークを構築し、情報の共有や自殺予防に関わる正しい知識の普及啓発等を行いながら、生きることを支える包括的な支援に取り組みます。



3 高齢者福祉

介護保険制度の改正に対応しながら、高齢者が必要な介護サービスの提供を受けられる体制を確保します。また、介護予防の充実を図るなど、高齢者が住み慣れた地域で健やかに生きがいを持ち、充実した生活を送ることができる仕組みづくりを推進します。

(1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が地域資源などを活用し、自身の能力を最大限に生かして住み慣れた地域での生活を維持できるよう、世代を超えた支え合いの仕組みを住民と共につくります。また、困りごとを抱える高齢者等を把握し、課題解決に向けた早期支援を円滑に行えるよう、市民が相談しやすい環境づくりや多分野の関係機関との連携強化を図ります。さらに、認知症になっても本人の意思が尊重され、希望を持って暮らせるよう、地域住民や民間企業、関係機関と連携し、本人や家族への支援の充実を図ります。

(2) 介護予防と社会参加の推進

市民が日々の介護予防や健康づくりに積極的に取り組めるよう、適切な知識や実践方法の普及啓発を行うとともに、介護予防や地域交流の通いの場の充実と参加促進を進めます。また、高齢になっても仕事や地域活動で活躍し、自らの生きがいと地域の活力を維持できるよう、様々な参加機会の確保を図ります。

(3) 地域での生活の継続

市民一人ひとりが心身や家族の状況に応じて、自宅での介護や介護施設、高齢者向け住宅での支援を受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう努めます。

(4) 持続可能なしくみづくり

地域での支え合いや介護予防、有効な介護サービスの活用により、個人・社会の費用負担を抑制するとともに、医療・介護や生活支援サービス事業の育成、地域での支え合いの仕組みづくりを通じて、持続可能な高齢者福祉体制を構築します。



4 障がい者福祉

障害者基本法の理念に基づき、障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加できる地域の実現を目指します。

(1) 地域での自立生活への支援の推進

誰もが住み慣れた地域で安心し、自立して暮らしていけるよう、基幹相談支援センターをはじめとした相談体制の充実や、わかりやすい情報提供、福祉サービスの質の向上、福祉人材の確保、保健サービスの拡充等を推進し、地域生活基盤の充実に努めます。また、障がいの有無・年齢・性別・職業・国籍などにかかわらず多様な人々の交流を推進し、誰もが地域の中で活躍できるまちづくりを進めます。

(2) 社会参加の支援・促進

誰もが地域社会の一員として、生きがいや将来の夢、希望を持って暮らしていけるよう、障がい児の保育・教育、就労、障がいのある人の家族支援、文化芸術活動やスポーツを含めた様々な社会活動・地域活動への参加などを促進します。

(3) 快適で人にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人もない人も、快適な暮らしを送れるよう、障がいに関する知識の普及や理解の促進を図り、支え合いの社会づくりを推進します。また、障がいがあっても気軽に外出ができるよう、全ての人にやさしい、バリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進します。さらに、市の地域防災計画等と連携し、防災・防犯体制の整備を推進します。

5 子育て支援



子どもへの必要なサポートが18歳や20歳といった年齢で途切れることのないよう、20代・30代までの若者への支援も新たに対象とします。また、「子ども」「若者」「子育て当事者」が、それぞれの希望に応じて幸せな状態を実現し、好循環を生み出せるよう、市民・行政・事業者など地域社会全体がつながり、子育てを支える環境づくりを推進します。

(1) 妊婦や乳幼児等の健康増進と教育・保育の充実

子どもが誕生前から将来にわたり、幸せに成長していくための基礎を培い、人生の確かなスタートを切るため、妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保、幼児期の教育・保育の充実を図るとともに、支援を求めることが困難な家庭へのアウトリーチも含め、全ての子どもが等しく、健やかに成長することができるよう相談支援の充実を図ります。

(2) 学校生活の充実とこどもの居場所づくりの推進

学童期・思春期の子どもが、安心して過ごし、学べる学校生活の充実を図るとともに、地域の多様な居場所や地域の人々との交流の中で、充実した生活を送り、心身共に健やかに成長できるよう、こどもの居場所づくりを推進します。

(3) ライフイベントにおける若者の支援

青年期の若者が、自らの価値観や生き方を確立しつつ、進学や就職、結婚などのライフイベントを主体的に選択するために、本人の選択が尊重され、実現できるよう、就労や結婚への支援をするとともに、悩みごとを抱えている本人や家族の相談支援の充実を図ります。

(4) こどもの権利や体験の場の確保

こどもの現在と将来が、家庭の経済的状況など生まれ育った環境によって左右されることなく、全てのこどもの権利・利益が守られるよう、困難を抱える子どもや家庭の支援、こどもの貧困対策、児童虐待防止、安全の確保に取り組むとともに、子どもが多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくりを推進します。

(5) 地域ぐるみでの子育て支援の推進

地域の中で子育て家庭を支えていくため、子育てや教育に関する経済的負担軽減の充実、仕事と子育てを両立できる環境づくりとして、共働き・共育ての推進、ひとり親家庭等への就労等の支援の充実を図るとともに、地域で活動している支援団体や支援の担い手の力を生かし、全ての子どもと家庭に様々な支援が届くよう、地域ぐるみでの取組を推進します。

方針

(1) 地域における助け合い・支え合いの推進**①地域福祉を担う人材の育成・確保**

地域福祉を担う人材の育成・確保につながるよう、各種ボランティア養成講座を開催するとともに、ボランティアセンターでは、ボランティアのやりがいや楽しさを多様な手法で周知・啓発します。また、こどもが思いやりの心や豊かな人間性を育めるよう、小・中学生等を対象として、福祉サマースクールや高齢者の疑似体験等の福祉教育を実施します。

②ボランティア・市民活動団体等の活性化支援

身近な場所で気軽に相談できる環境を整えるため、民生委員・児童委員の活動を支援するほか、ふれあい会議を地域ごとに開催するなど、地域課題の把握と新たなサービスの実現につなげます。また、団体同士の研修会や情報交換の開催、会議室等の貸出しや市民活動に関する情報収集・発信機能の強化などにより、ボランティア・市民活動団体等の活動を支援します。

③誰もが気軽に交流できる場づくり

地域の特性を生かした憩いの場や公園の整備、コミュニティ活動（多世代交流イベント等）の支援など、誰もが気軽に交流できる場づくりを推進します。また、地域コミュニティの活性化や安心・安全なまちづくりを推進するため、自治会等の活動を支援します。

④小学校区ごとの地域づくり

小学校区ごとの地域特性を生かし、地域に根ざした福祉活動が推進されるよう、地区社会福祉協議会の活動を支援します。また、小学校区内の多様な主体が協力・連携し、地域課題の解決や魅力創出に取り組める環境を整えるため、小学校区まちづくり協議会の設立及び活動を支援します。



方針

(2) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

①要配慮者に対する災害時・緊急時の支援

緊急時の支援として緊急通報装置の貸与を行うほか、市民一人ひとりの防災意識を高めるため、防災講話や広報等による啓発活動を行うとともに、備蓄体制の強化など、地域防災力の向上を図ります。また、要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な要支援者ごとの個別避難計画を作成し、支援者と情報を共有することで、誰もが安全に避難できる体制を強化します。

②防犯意識の向上及び対策の充実

市民一人ひとりの防犯意識を高めるため、防犯講話等の開催、防犯情報の発信、住宅用防犯対策設備の設置支援などを行います。また、地域の安全・安心を実現するため、自治会等に対して青色防犯パトロール車の貸出や関係物品の貸与などを行い、防犯活動を支援します。市の施設についても、防犯カメラの設置等の防犯対策を適切に行います。

③生活困窮者等に対する支援

生活困窮者等を適切な支援につなげるため、一人ひとりの状況に合わせて、住居確保や就労を支援するなど関係機関と連携し、包括的な支援体制を構築します。また、学習支援や食事の提供を行う団体等との連携会議を開催し、地域と一体となった課題解決に取り組みます。

④移動手段の充実

誰もが安心して移動できる地域を目指し、コミュニティバスの利便性の向上を図るとともに、福祉タクシーや福祉有償運送など、移動に支援が必要な人の外出を支援します。また、既存の公共交通にとらわれない、地域が主体となった移動手段など、新たな移動手段を導入します。

⑤様々な生活課題の早期発見の仕組み

高齢者等が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、高齢者の見守りを行う協定事業者・団体等の拡充や、住民主体の交流機会を推進します。また、児童生徒や保護者、教員を対象に、スクールカウンセラーによる教育相談を実施し、相談内容に応じて関係機関と連携を図ります。さらに、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会と連携・情報共有を図り、誰もが気軽に相談できる環境を整備するとともに、支援が必要な人の早期発見につなげます。



方針

(3) 必要な支援が適切に届く仕組みの構築

①わかりやすい福祉情報の提供・共有

「しろい保健福祉ガイドブック」を作成し、各センターへの配架やホームページで公開するなど、保健福祉制度や相談窓口など、保健や福祉に関する情報をわかりやすく提供します。また、高齢者や障がいのある人、外国人市民も情報が取得できるよう、ホームページやSNS、メール配信等、多様なツールを活用した情報発信を行います。

②多機関協働のネットワークの構築

福祉関係団体やNPO、他分野の事業者など、地域の多様な主体が参加するふれあい会議等を開催し、地域課題の共有や解決に向けた体制づくりを進めます。あわせて、地域包括ケアシステムの推進に向け、高齢者の地域ケア会議や多職種連携研修等を開催します。



方針

(4) 切れ目のない継続的な支援体制の強化

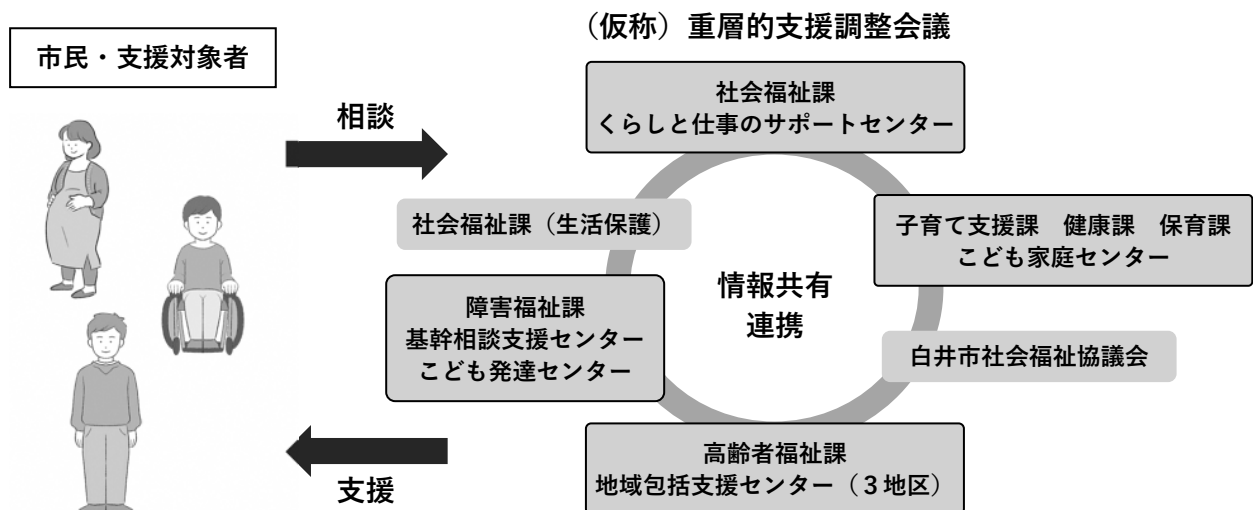
① 包括的な相談支援体制の充実

地域包括支援センターや基幹相談支援センター、こども家庭センターなど市役所の相談窓口においては、市民からの相談に対して、まずは内容を伺い受け止める「断らない相談窓口」として、市民が利用しやすい相談体制を整備します。

また、白井市くらしと仕事のサポートセンターにおける相談については、LINEを活用した相談を行うとともに、支援調整会議を開催し、庁内の連携体制を構築します。

さらに、多様化・複雑化する支援ニーズに迅速かつ適切に対応するため、(仮称)重層的支援調整会議を設置し、包括的な相談支援体制の強化を図ります。

◆ (仮称) 重層的支援調整会議のイメージ



② 参加支援

既存の制度では対応できない狭間の個別ニーズ（ひきこもり等）に対応するため、地域資源の活用や企業と連携した就労体験の提供、交流機会の創出など、社会とのつながりに向けた支援を行います。

③ 地域づくりに向けた支援

地域のつながりを深めるため、住民同士が交流できる場や機会の確保・拡充を図ります。また、各小学校区での課題解決や魅力づくりに向け、地区社会福祉協議会や小学校区まちづくり協議会の活動を支援し、地域の多様な主体が協力・連携できる体制を整備します。

(5) 成年後見制度の利用促進【成年後見制度利用促進基本計画】

【成年後見制度利用促進基本計画の目的】

成年後見制度とは、認知症や精神障がい、知的障がいなどにより判断能力が不十分な人に代わって、後見人等が契約などの法律行為を代理し、必要な契約の締結や財産管理を行うことで、本人を保護する制度です。

今後、高齢者や障がい者人口の増加に伴い、ひとり暮らしの高齢者や認知症の人などが増加することが見込まれ、成年後見制度の需要は一層高まると考えられます。本人の意思や尊厳を尊重しつつ、生きがいを持って住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用促進を図ります。

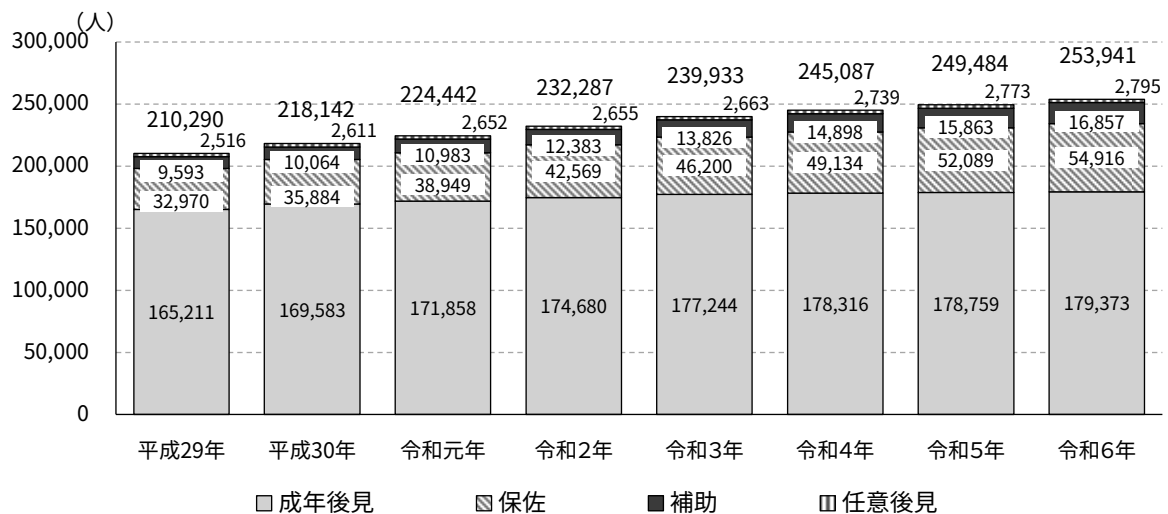
【計画の位置付け】

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項に基づき策定するものです。市では、国・県の基本計画との整合を図りながら、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

【成年後見制度を取り巻く状況】

◆全国の成年後見制度の利用者数の推移

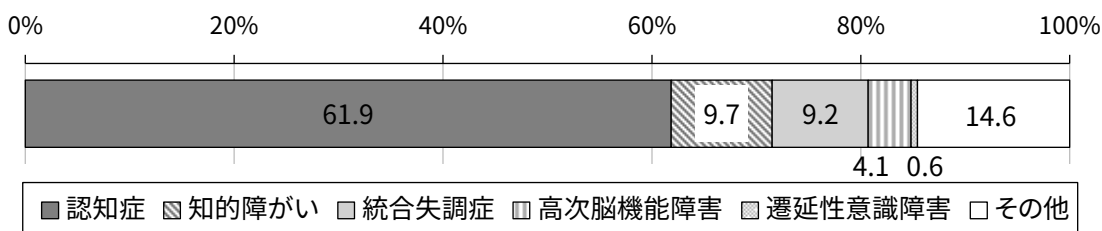
令和6年の全国の成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は253,941人となり、年々増加しています。平成29年と令和6年を比較すると、保佐が約1.7倍、補助が約1.8倍に増加しています。



出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」（各年12月末時点）

◆全国の開始原因別割合（令和6年）

成年後見制度の開始原因としては、「認知症」が最も高く、全体の61.9%を占めています。次いで「知的障がい」が9.7%、「統合失調症」が9.2%となっています。



出典：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

※後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。また、各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。なお、開始原因「その他」には、発達障がい、うつ病、双極性障がい、アルコール依存症・てんかんによる障がい等が含まれる。

◆白井市の成年後見制度の市長申立件数の推移

判断能力が不十分で、親族から成年後見申立て（後見開始、保佐開始又は補助開始の審判請求）が見込めない人について、市長が代わって申立てを行います。

令和6年度は障がい者1件、高齢者2件となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者	2	0	1	1	1
高齢者	3	2	2	0	2

単位：件 出典：障害福祉課、高齢者福祉課

◆白井市の成年後見制度利用支援事業による報酬助成決定件数及び助成額の推移

申立て費用や成年後見人等の報酬を成年被後見人等が支払うことが困難と認められるときは、家庭裁判所が決定した報酬の全部又は一部を助成しています。

障がい者の報酬助成決定件数は年度によってばらつきが見られ、令和6年度は5件となっています。高齢者では、令和4年度以降6件となっています。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者	件数（件）	3	6	3	5	5
	助成額（円）	648,000	1,306,060	648,000	1,116,000	1,134,000
高齢者	件数（件）	4	5	6	6	6
	助成額（円）	882,000	1,098,000	1,266,059	1,262,000	1,114,807

出典：障害福祉課、高齢者福祉課

◆白井市の成年後見制度に関する延べ相談件数

障がい者の成年後見制度に関する延べ相談件数は、10～30件台で推移しています。

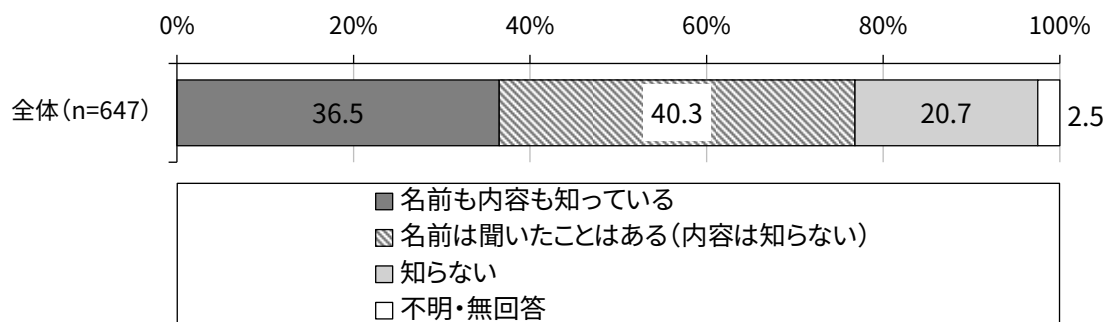
高齢者では、令和6年度に急増しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者	30	16	32	24	20
高齢者	216	127	126	182	411

単位：件 出典：障害福祉課（窓口対応の記録があるものに限るため概算）、高齢者福祉課

◆成年後見制度の認知度について（地域福祉アンケート調査より）

成年後見制度について知っているかについて、「名前も内容も知っている」が36.5%、「名前は聞いたことはある（内容は知らない）」が40.3%、「知らない」が20.7%となっています。



市民の声



【ヒアリング調査より】

- ・最後まで自宅で暮らせるよう、サポートしてくれる人や成年後見制度などの支援を充実させて欲しい など

【施策の展開】

①権利擁護に関する理解の促進

権利擁護に関する講演会等を開催するなど成年後見制度の普及啓発を行うほか、成年後見制度に関する相談窓口として、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、中核機関の周知を行います。

②成年後見制度の利用促進

各相談窓口において、意思表示が困難な高齢者や障がいのある人の権利を擁護するため、権利擁護や成年後見制度に関する相談支援を行います。また、成年後見制度の申立費用や報酬の助成、申立手続きの支援を行うなど、成年後見制度の利用を促進します。

③地域連携ネットワークの構築

令和7年4月1日より高齢者福祉課と障害福祉課に設置した、成年後見制度の中核機関において、包括的な相談支援体制や適切な支援を実施するためのコーディネート機能の充実を図ります（中核機関とは、権利擁護支援を必要とする方を適切な支援につなげるため、地域の多様な分野・主体が連携する「地域連携ネットワーク」の中心となってコーディネートを担う機関）。



(6) 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

【再犯防止推進計画の目的】

我が国の刑法犯検挙数は、平成16年をピークに減少している一方、刑法犯検挙人員に占める再犯者数（再犯者率）は約半数となっています。犯罪や非行をした人の中には、厳しい生育環境など、様々な生きづらさを抱えている人も少なくありません。こうした人々が社会復帰した後に地域で孤立することなく生活を送れるよう、就労支援や住まいの確保などを通じて円滑な社会復帰を支援します。

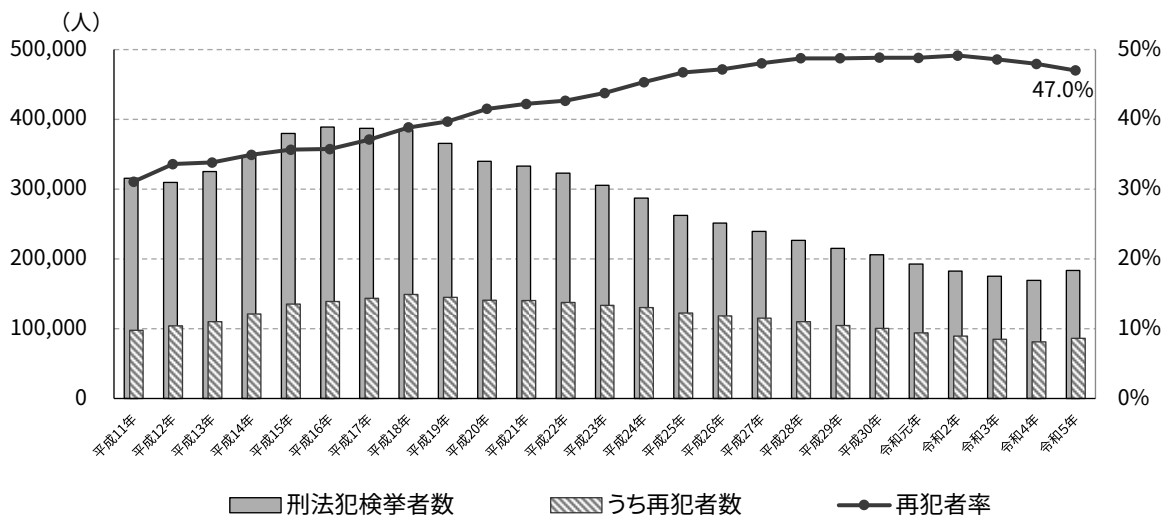
【計画の位置付け】

「再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づき策定するものです。市では、国・県の基本計画との整合を図りながら、再犯防止に取り組みます。

【再犯防止を取り巻く状況】

◆全国の刑法犯検挙者数及び再犯者数（再犯者率）の推移

我が国の刑法犯検挙者数は、平成16年をピークに令和4年まで減少していましたが、令和5年は増加に転じました。内訳をみると、再犯者数は減少傾向にありますが、再犯者率は上昇傾向にあり、5割近くを占めるまでに至っています。



出典：法務省「犯罪白書」

◆刑法犯検挙人員における再犯者率の状況

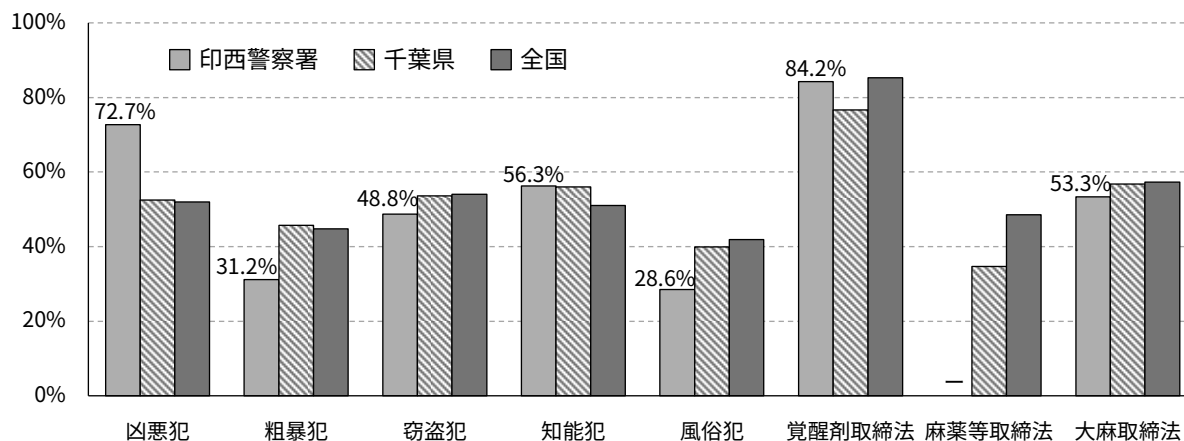
刑法犯検挙人員（少年データは含まず）における再犯者率をみると、印西警察署では44.0%となっており、千葉県・全国に比べてやや低い水準となっています。

	印西警察署	千葉県	全国
検挙人員【A】	948	40,898	984,022
うち初犯者	531	20,215	495,745
うち再犯者【B】	417	20,683	488,277
再犯者率【B/A】	44.0%	50.6%	49.6%

単位：人 出典：法務省矯正局データ（令和元～6年分を集計）

◆罪種別再犯者率の状況

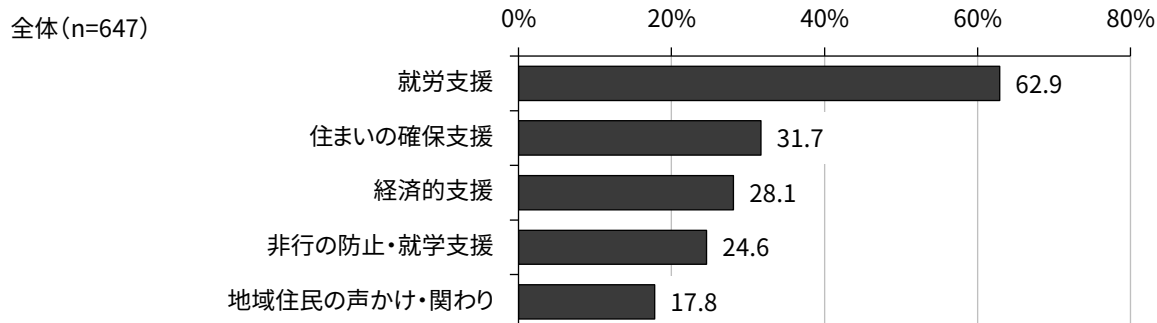
印西警察署における罪種別再犯者率（少年データは含まず）の状況をみると、「覚醒剤取締法」が84.2%、「凶悪犯」が72.7%と高くなっており、特に「凶悪犯」は、千葉県・全国と比較して高い水準となっています。また、「知能犯」「大麻取締法」はいずれも再犯者率が5割を超えています。



出典：法務省矯正局データ（令和元～6年分を集計）

◆犯罪や非行をした人たちに対する支援について（地域福祉アンケート調査より）

重要だと思う社会復帰の支援について、「就労支援」が最も高くなっています。



市民の声



【ヒアリング調査より】

- ・地域とのつながりと連携を大事にすることで、犯罪が根本的に減らせるのと再犯防止につながると思う など

【施策の展開】

①再犯等に係る意識啓発

薬物事犯者の再犯率が高いことを踏まえて、薬物乱用がもたらす薬物依存症の危険性について意識啓発を行います。また、保護司等と連携し、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等の取組を通じて、再犯防止に関する意識啓発を推進します。

②相談支援体制の充実

こども家庭センターやくらしと仕事のサポートセンター等において、様々な課題を抱え支援が必要な人の相談に応じ、関係機関と連携して適切な支援につなげます。また、近隣市や就労支援専門機関（千葉県ジョブサポートセンター、ジョブカフェちば）等と連携し、就労支援セミナーや就職面接会等を開催します。

③関係団体・関係機関との連携等

保護司の必要性に関する周知啓発や活動場所の確保など、印西地区保護司会及び保護司の活動を支援します。また、福祉・保健・医療・教育・警察など多様な関係機関との連携を強化し、児童虐待等の問題に対する未然防止や早期発見・早期対応に努めます。



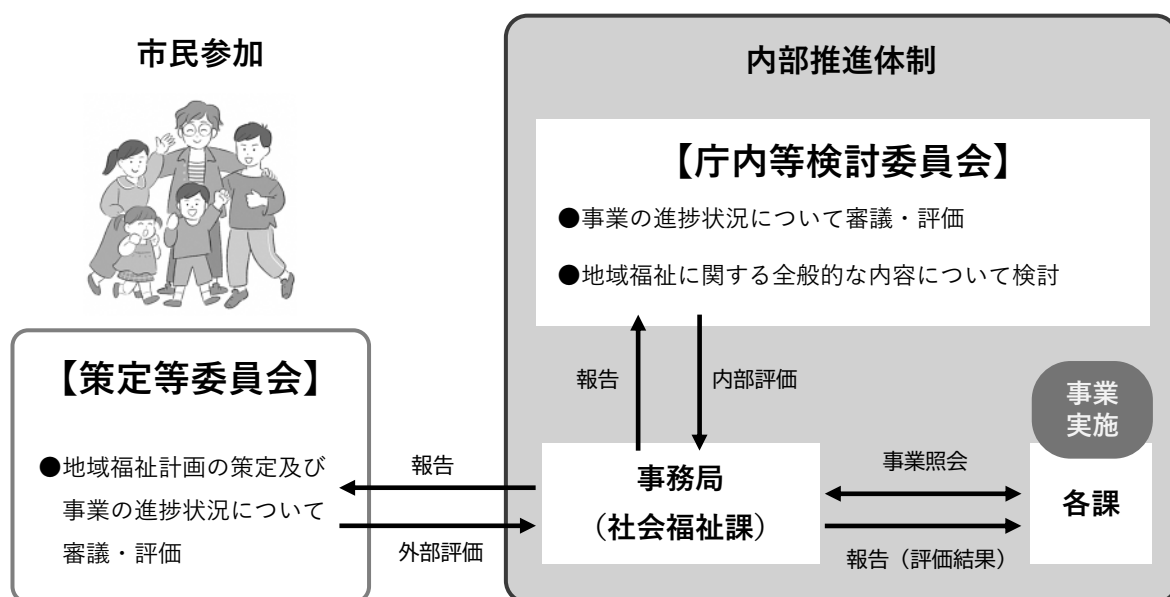
VI

計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

多様化・複雑化する生活課題に対応していくためには、市民・社会福祉法人等の事業者・行政が協働して取り組むことが不可欠です。各分野の方針に基づき健康・福祉施策を展開するとともに、白井市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、住民主体の活動を推進します。

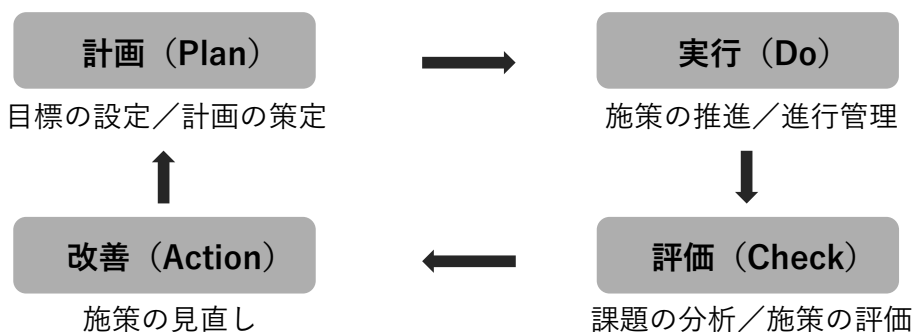
■推進体制のイメージ図



2 進行管理

より効率的・効果的に計画を推進するため、毎年、評価・進行管理を行います。また、各分野の方針1地域福祉の事業については、「白井市地域福祉計画策定等委員会」において、施策の進捗状況の報告や達成度の評価を行い、改善につなげていきます。

■PDCA サイクルの概念図



1 社会福祉法（抄）

第4条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第106条の3（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- ①地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- ②地域住民等自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- ③生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立支援事業を行う者、その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとす

る前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2 本計画で使う主な用語

共助

自助ではできないことを、地域・民間で補うこと。隣近所や自治会など、地域社会における互助（相互扶助）から、NPO法人・ボランティア団体を介した助け合い活動やサービス、社会福祉協議会を中心とする事業やサービス。

公助

市・県・国といった行政機関における公的な体制やサービス。

コミュニティ

同じ環境や目的で結ばれた住民が形成する集団や組織。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。

自助

個人・家族等が、自らの生活の質を維持・向上させるために行う努力とその行動。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。

8050 問題

80代の親が50代の子の生活を経済的にも精神的にも支えることで生じる問題。

福祉関係団体

ボランティア登録団体をはじめ、福祉活動を行う団体・グループ及び障がい者団体等の福祉サービス利用者団体。

民生委員

民生委員法に基づいて市町村に配属される民間の奉仕員で、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。児童福祉法による児童委員も兼ねている。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者。

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無に関係なく、全ての人が暮らしやすいように、まちづくり・ものづくり・環境づくり等を行っていかうとする考え方。

要配慮者

避難者のうち、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する人。

老老介護

高齢者の介護を高齢者が行うこと。

3 健康・福祉関連の個別計画

(1) 第3次しろい健康プラン

計画策定の背景	「人生100年時代」の到来を見据え、さらなる市民の健康寿命の延伸を図るため、市民、関係団体、市が一丸となって取り組む健康づくり活動の指針として策定するもの。
法令根拠	健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」 食育基本法に基づく「市町村食育推進計画」 白井市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づく計画であり、歯科口腔保健の推進に関する法律及び千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例との整合を図った「歯科口腔保健推進計画」 自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」
計画期間	令和4年度から令和8年度 ※「自殺対策計画」は平成31年度から令和8年度
基本方針	自分らしく元気にみんなで力を合わせる健康づくり
到達目標	健康寿命を延ばす
めざす姿	健康増進計画 「元気！未来につなげる健康づくり」 食育推進計画 「いっしょに食べよう心も体もおいしい食事」 歯科口腔保健推進計画 「歯でつくる食べる楽しみはつらつ生活」 自殺対策計画 「誰も自殺に追い込まれることのない白井市の実現」

(2) 第9期白井市高齢者福祉計画・白井市介護保険事業計画

計画策定の背景	地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、介護保険制度の改正に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目的として策定するもの。
法令根拠	老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」 介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」
計画期間	令和6年度から令和8年度
スローガン	目を配り、手を差しのべる しろいの生き生きプラン
基本目標	地域で支える高齢化
基本方針	I 地域包括ケアシステムの推進 II 介護予防と社会参加の促進 III 在宅生活への支援 IV 介護保険事業の効果的な運営

(3) 白井市障害者計画 2026-2032

計画策定の背景	障がい者のための施策の基本的な事項を定めて策定するもの。
法令根拠	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」
計画期間	令和8年度から令和14年度
目標像	障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加して、活躍できる地域づくり
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域での自立生活への支援の推進 2 社会参加の支援・促進 3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

(4) 白井市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

計画策定の背景	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標や、サービスの見込量などを策定するもの。
法令根拠	障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」 児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」
計画期間	令和6年度から令和8年度
目標像	障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、ともに生き、ともに参加する地域づくり
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の 4 地域共生社会の実現に向けた取組 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援 6 障がい福祉人材の確保・定着 7 障がい者の社会参加を支える取組定着

(5) しろいこどもプラン

計画策定の背景	「こども」「若者」「子育て当事者」の視点に立つとともに、地域社会全体がつながり、支え合い、将来にわたりこどもたちがそれぞれの希望に応じた“幸せな状態”の好循環を生んでいく環境を創り出すことを目的に策定するもの。
法令根拠	こども基本法に基づく「市町村こども計画」 【包含される計画】 ・子ども・子育て支援事業計画（第3期「市町村子ども・子育て支援事業計画」） ・次世代育成支援行動計画 ・子ども・若者計画 ・こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 ・母子保健を含む成育医療等に関する計画
計画期間	令和7年度から令和11年度
めざすまちの姿	“オールしろい”で つなぐ こどもの幸せ（ウェルビーイング）
分野	・ライフステージ別の支援の展開 ・ライフステージを通じた支援の展開 ・子育て当事者への支援

(6) 第5次白井市地域福祉活動計画

計画策定の背景	住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を目的として策定するもの。
法令根拠	—
計画期間	〇〇
めざすまちの姿	〇〇

※後日更新

4 委員名簿及び委員会要綱

(1) 委員名簿

敬称略 委員は50音順

役職	氏名	所属団体等	区分
	市川 温子	白井市男女共同参画推進会議	公共的団体等の代表者
	入江 富士子	白井市ボランティア連絡協議会	公共的団体等の代表者
	中野 靖子	白井市小中学校長会	学識経験を有する者
	岩田 明子	白井市高齢者クラブ連合会	公共的団体等の代表者
	佐々木 美穂子	市民公募	市民
	川村 俊男	白井市自治連合会	公共的団体等の代表者
	島田 知則	社会福祉法人 フラット	社会福祉事業者の代表者
	白石 芳朗	白井市心身障害者福祉連絡協議会	公共的団体等の代表者
	瀬嵐 康之	公益社団法人 印旛市郡医師会	学識経験を有する者
	徳重 史帆	市民公募	市民
	野田 桃香	白井市民生委員児童委員連絡協議会	民生委員・児童委員
	松嶋 倫治	市民公募	市民
副委員長	松本 千代子	社会福祉法人 白井市社会福祉協議会	公共的団体等の代表者
委員長	松山 毅	学識経験者	学識経験を有する者
	渡辺 正明	社会福祉法人神聖会 特別養護老人ホーム 菊華園	社会福祉事業者の代表者

任期（3年）：令和6年10月1日～令和9年9月30日

(2) 委員会要綱

白井市附属機関条例

(平成24年12月28日／最終改正平成28年12月20日一部未施行)

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市地域福祉計画策定等委員会	<p>(1) 社会福祉法昭和26年法律第45号第107条の規定に基づく白井市地域福祉計画の策定、改定等に関する事項について調査審議すること。</p> <p>(2) 白井市地域福祉計画の推進状況について、市長に意見を述べること。</p>	<p>委員長</p> <p>副委員長</p> <p>委員</p>	<p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 社会福祉事業者の代表者</p> <p>(3) 民生委員・児童委員</p> <p>(4) 公共的団体等の代表者</p> <p>(5) 市民</p>	15人以内	3年

5 策定経過

実施時期	実施事項	内 容
令和6年 10月25日	令和6年度白井市地域福祉計画策定等委員会 第1回会議	(1) 委員長、副委員長の選出について (2) 白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組の令和5年度進行管理について
11月8日	令和6年度白井市地域福祉計画策定庁内等検討委員会 第1回会議	(1) 副会長の選任について (2) 第3次地域福祉計画の策定について (3) 地域福祉計画に関するアンケート調査(案)について
11月19日	令和6年度白井市地域福祉計画策定等委員会 第2回会議	(1) 白井市第3次地域福祉計画策定に係る「地域福祉に関するアンケート」について
12月9日 令和7年 ～1月6日	地域福祉に関するアンケート調査	調査対象者：市内在住の18歳以上の方 配付数：1,500件 回収数：647件 回収率：43.1%
1月	福祉に関する団体ヒアリング調査	白井市内で活動している高齢・障がい・子育て・健康など福祉に関わる団体等に調査票を配付。回答があった団体等のうち、対面でのヒアリングに協力可能で、日程調整ができた18団体に対してヒアリングを実施。
2月28日	令和6年度白井市地域福祉計画策定庁内等検討委員会 第2回会議	(1) 地域福祉計画策定に係る各調査結果について ①地域福祉に関するアンケート調査結果 ②福祉に関する団体ヒアリング調査結果 (2) 地域福祉計画策定に係る地区別ワークショップの開催について
3月12日	令和6年度白井市地域福祉計画策定等委員会 第3回会議	(1) 白井市第3次地域福祉計画策定に係る各調査結果について ①地域福祉に関するアンケート調査結果 ②福祉に関する団体ヒアリング調査結果 (2) 来年度の白井市第2次地域福祉計画「地域福祉に関する施策」に係る主な取組の評価について
4月	地区別ワークショップ	各地区1回ずつ実施。
令和7年 7月15日	令和7年度白井市地域福祉計画策定庁内等検討委員会 第1回会議	(1) 第2次地域福祉計画の進捗評価について (2) 地区別ワークショップ実施報告について (3) 第3次地域福祉計画の体系(案)について

実施時期	実施事項	内 容
7月22日	令和7年度白井市地域福祉計画策定等委員会 第1回会議	(1) 第2次地域福祉計画の進捗評価について (2) 地区別ワークショップ実施報告について (3) 第3次地域福祉計画の体系(案)について
10月14日	令和7年度白井市地域福祉計画策定庁内等検討委員会 第2回会議	(1) 第3次地域福祉計画の素案について
10月31日	令和7年度白井市地域福祉計画策定等委員会 第2回会議	(1) 第3次地域福祉計画の素案について
11月14日	令和7年度白井市地域福祉計画策定庁内等検討委員会 第3回会議	(1) 第3次地域福祉計画の素案について
11月20日	令和7年度白井市地域福祉計画策定等委員会 第3回会議	(1) 第3次地域福祉計画の素案について
令和8年 1月23日	令和7年度白井市地域福祉計画策定庁内等検討委員会 第4回会議	(1) 第3次地域福祉計画(素案)に対するパブリックコメントの募集結果について
1月27日	令和7年度白井市地域福祉計画策定等委員会 第4回会議	(1) 第3次地域福祉計画(素案)に対するパブリックコメントの募集結果について

白井市第3次地域福祉計画
～しろい支え愛プラン～
令和8年3月 発行

編集・発行：白井市 福祉部 社会福祉課

〒270-1492 千葉県白井市復1123

電話：047-492-1111（代表）

FAX：047-492-3033

e-mail：syakai-fukushi@city.shiroi.chiba.jp